

# 西脇市・黒田庄町合併協議会

## 第11回会議資料

日時：平成16年9月6日（月） 午後6時30分～  
場所：西脇市生涯学習まちづくりセンター  
3F マナビータ・ホール

## 第11回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年9月6日(月)  
午後6時30分から  
ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター  
3F マナビータ・ホール

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### 報告事項

報告第27号 「住民説明会」の結果について

報告第28号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

#### 協議事項

協議第51号 各種事業(各種福祉事業)の取扱いについて

協議第52号 各種事業(農林水産関係事業)の取扱いについて

協議第53号 各種事業(社会教育事業)の取扱いについて

#### 事前提案事項

協議第6号の2 合併の期日について(再協議)

協議第50号の2 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

協議第17号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

協議第19号の2 特別職の身分の取扱いについて(継続協議)

協議第54号 新市建設計画について

### 4 その他

協議会日程 第12回 9月30日(木) 西脇市生涯学習まちづくりセンター

第13回 10月20日(水) 黒田庄町中央公民館

# 報 告 事 項

報告第27号	「住民説明会」の結果について	P 1 ~ P 4
報告第28号	新市まちづくり計画検討小委員会活動について	P 5 ~ P 10

報告第27号

「住民説明会」の結果について

「住民説明会」の結果について別紙のとおり報告する。

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

## 合併に関する住民説明会開催結果概要

### 1 参加人数

開催日時		地区		会場	参加人数
		西脇市	黒田庄町		
7月12日(月)	19:30~	津万		大野隣保館	108人
	20:00~		前坂	前坂集会所	31人
7月13日(火)	19:30~	比延		鹿野町公民館	75人
7月14日(水)	20:00~		黒田	黒田公民館	45人
7月15日(木)	20:00~		小苗	小苗公民館	43人
7月16日(金)	20:00~		津万井	津万井公会堂	22人
7月20日(火)	19:30~	重春		板波町公民館	72人
7月23日(金)	19:30~	日野		サンパル日野	72人
7月26日(月)	20:00~		田高	田高公会堂	41人
7月27日(火)	20:00~		石原	石原公民館	36人
7月28日(水)	20:00~		船町	船町公民館	38人
7月29日(木)	20:00~		西沢	西沢会館	16人
7月30日(金)	20:00~		大伏	大伏公会堂	43人
8月2日(月)	19:30~	高田井		高田井町公民館	75人
8月3日(火)	19:30~	野村		野村町公民館	117人
8月4日(水)	19:30~	芳田		芳田の里ふれあい館	64人
8月9日(月)	20:00~		門柳	門柳分館	30人
8月10日(火)	20:00~		岡	岡公民館	30人
8月18日(水)	19:30~	西脇		西脇区コミセン	57人
8月19日(木)	20:00~		福地	福地集会所	12人
8月23日(月)	20:00~		大門	大門公会堂	37人
8月25日(水)	20:00~		喜多	喜多公民館	38人

### 参加者総数

・西脇市(8会場) ...	640人
・黒田庄町(14会場) ...	462人
合計(22会場) ...	1,102人

## 2 主な質疑・意見について

### < 合併の期日について >

- ・ 合併特例法の改正により、合併期日の変更を検討しているのか。
- ・ 合併期日については、いつ決定するのか。
- ・ 財政面から、平成17年3月末までに合併すべきである。
- ・ さまざまな問題があると思うが、現在、協議会で確認している期限内の期日での合併に努めてほしい。
- ・ 合併期日は平成18年3月になるのか。
- ・ 合併特例法が改正されたので、急がず十分時間をかけて協議してもらえればよい。

### < 議会の議員の定数及び任期について >

- ・ 人件費削減のため、議員定数の削減を強く求める。
- ・ 民意を反映させるのは大事であるが、議員定数22名は多い。
- ・ 定数など、議員の取扱いの決定時期はいつになるのか。
- ・ 議員定数については、近隣市町の例を参考に十分協議されることを望む。
- ・ 議員の定数はできるだけ少なく、多可郡3町のように在任特例は適用すべきでない。
- ・ 議員は20名で、新市の市長選と同時に実施し、選挙事務に係る経費を節減してほしい。
- ・ 議員が多い。行財政改革に努め、19名にすべきである。
- ・ 首長は失職となり、新市で選挙となるが、議員についてはどうなるのか。
- ・ 新市の中で選挙区を設置することを検討しているのか。

### < 地域総合事務所について >

- ・ 設置期間は「当分の間」となっているが、どのくらいの期間を想定しているのか。
- ・ 業務内容と配置人員についてはどうなるのか。
- ・ 所長はどういった職制の人になるのか。助役の配置はできないのか。
- ・ 組織、機構は、どういった体制になるのか。

### < 新市まちづくり計画について >

9月2日の「新市まちづくり計画検討小委員会」で検討しました。なお、検討した内容については報告第28号をご覧ください。

### < 財政計画について >

- ・ 合併後11年目から普通交付税が減るので、それ以降の計画も示すべきである。
- ・ 市町単独では本当にやっていけないのか。

### < 事務事業の一元化について >

- ・ 協定項目の説明の中で「調整する」、「再編する」などの内容について、より明確にしてほしい。
- ・ 具体的に調整している項目と、そうでない項目がある。具体的な内容が示されていない項目については、今後、住民に説明する義務があると思う。
- ・ 住民サービスの低下は避けていただきたい。
- ・ 市町の名義となっている、集落所有の財産はどうなるのか。

- ・税の前納報奨金制度は廃止せず、存続を望む。
- ・合併により、黒田庄町に都市計画税が課税されるのか。
- ・公立保育園の民間委託の推進を望む。
- ・防災行政無線の新市全域での整備について検討してほしい。
- ・黒田庄町単独補助の土木事業は廃止になると困るので、新市でも制度を存続してほしい。
- ・合併後の公共料金など住民負担はどうなるのか。
- ・合併により、公共料金の値上げをすることはないようにしてもらいたい。
- ・両市町の水道料金については格差が大きい。今後、どのように調整していくのか。
- ・商工会議所と商工会は統合することとなるのか。
- ・各種団体の統廃合を進めていただきたい。
- ・人権施策については、両市町で格差がある中、新市においてどのように再編されることとなるのか。
- ・女性のことをよく考えた施策を望む。
- ・消防協力員について定数を減らさないでほしい。

#### < 合併について >

- ・合併のメリット、デメリットがわからない。
- ・合併については賛成である。
- ・合併については、どちらともいえない。
- ・合併する以上、「してよかった」と言える合併を望む。
- ・今回の合併は、市町村の生き残りのための合併であるので、甘い話はしないように進めてもらいたい。
- ・対等合併といっても、西脇市の吸収合併のように感じる。
- ・両市町で感情的にしこりの残らない合併を望む。
- ・多可郡3町を含んだ合併の可能性はあるのか。
- ・西脇市・多可郡4町の合併がよい。
- ・多可郡3町との合併は絶対しないほしい。
- ・今後もっと広い範囲での合併が必要である。

#### < その他 >

- ・少子高齢化が進む中、後世に負担を残さないように協議を進めてほしい。
- ・職員の削減、人件費の削減にもっと努めるべきだ。
- ・職員の削減に向け、積極的に退職勧奨を進め、組織のスリム化を図るべきである。
- ・行政組織を縮小し、最小の経費で最大の効果をあげる行政サービスの提供を望みたい。
- ・職員の意識改革を望む。
- ・庁舎の建設について検討しているのか。
- ・地域審議会の設置について検討しているのか。
- ・住民の意見を十分反映して協議を進めてほしい。
- ・新市では住民の意見を十分に聞いて、市政を運営してほしい。
- ・住民説明会をもっと開催してもらいたい。
- ・住民説明会の内容が難しく、わからない。

報告第28号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

新市まちづくり計画検討小委員会活動について別紙のとおり報告する。

平成16年9月6日

新市まちづくり計画検討小委員会  
委員長 長谷川 俊 雄



## 第9回 新市まちづくり計画検討小委員会について

### 1 開催日時及び場所

日時 平成16年9月2日(木)午後6時30分～午後9時30分

場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室1

### 2 出席者

委員7名(全員)、事務局4名、コンサルタント研究員2名

### 3 議事

計画素案の主な変更点及び住民説明会での意見について  
これまでに協議してきた計画素案の内容について、計画書全般を点検する中、表現の統一など加筆、修正を行った箇所について事務局より説明を受け、内容を確認した。  
さきで開催された住民説明会において、計画素案に関する意見や要望について検討し、協議の結果、必要な箇所については内容を修正することとした(検討内容は、別紙のとおり。)

財政計画について

新市の主要事業及び県実施事業について

新市の財政計画、計画素案に掲載されている新市で実施予定の主要事業及び兵庫県実施予定事業について、事務局より説明を受けた。

財政計画については、事務局より、今後の協定項目の協議状況にともない、修正することとなる、との説明を受けたが、現時点においては原案のとおり確認することとした。

小委員会からの提言書について

これまでの計画策定に係る議論を踏まえ、協議会から付託を受けた素案の策定とは別に、小委員会委員の想いを取りまとめ、合併後の新しいまちづくりに向けた提言(別添)を行うこととした。

協議会での最終報告及び今後のスケジュールについて

今回、協議、確認した計画素案(別添)を協議会で報告し、一連の小委員会活動を終了することを確認した。

県との協議など、今後の計画策定に係るスケジュールについて事務局より説明を受けた。

### 4 その他

これまでの小委員会活動記録については、別紙のとおり。

小委員会で検討した新市まちづくり計画素案に係る  
住民説明会での主な意見について

項目	意見・要望等の内容
計画全体	町の現在の総合計画を尊重してほしい。
計画全体	人口減少が予測される中、人口減少に歯止めをかける施策を計画で打ち出してほしい。
計画全体	計画の中身が具体性に欠ける。もう少し細かい内容のものを策定するべきでは。
計画全体	従来 of 総花的な計画で実現性がどこまで期待できるのか疑問である。
計画全体	新市でなくてもあたりまえのものに感じる。
計画全体	地域の実情を十分勘案した計画にしてほしい。
主要課題 将来像 基本方針	主要課題の追加 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃 まちづくりの基本方針の追加 一人ひとりの人権を守るまちづくり 将来像（サブタイトル）の変更 ～市民が主役！次世代につなぐ人権を守るふるさとの創造～
主要課題	主要課題について、他の課題との表現と同じようにすれば、「地域産業の振興と地域内の経済循環」は「地域産業の振興と地域内の経済循環の活性化」、「効率的・効果的な行財政運営」は「効率的・効果的な行財政運営の推進」となるのではないか。
都市構造	新市の中心部は心臓部として機能の充実を図ることとしてあるが、黒田庄町区域として1つのゾーン設定をしていかなないと周辺地域になると考える。黒田庄町区域のゾーン設定がないので、合併までに位置付けていく必要はないか。
都市構造	新市の都市構造の中で、市の玄関口がどこかわからない。25年先のビジョンを示してもらいたい。
健康・福祉分野	健康・福祉・医療サービスが現状より低下しないようにしてもらいたい。
高齢者福祉の充実	高齢化が進行するが、若くて元気な高齢者が多くいる。いきいきと主体的に活躍できる場が必要です。そんな施設の整備を希望します。
障害者福祉の充実	障害者福祉の充実を望む。
道路交通網の整備	黒田庄町と山南町を結ぶバイパス整備を決定すべきである。
道路交通網の整備	黒田庄町と住吉地区を結ぶ道路整備はできないか。
道路交通網の整備	大伏からの橋の早期建設を要望する。
道路交通網の整備	門柳大門線の整備を要望する。
公共交通の充実	J R 加古川線の活用を図られたい。
公共交通の充実	芳田地区にもコミュニティバスを運行してほしい。
公共交通の充実	黒田庄にもコミュニティバスを運行してほしい。

商工業の振興と拠点整備	西脇市中心部がシャッター通りとなっているのが現状、具体的な内容を示すべきである。
商工業の振興と拠点整備	商工業の活性化までを考えてもらう必要がない。商工団体に働きかけ、自ら活動できるようにしてもらいたい。
商工業の振興と拠点整備	地場産業である播州織は素晴らしい「技術力を持っているので、その振興を打ち出していけばどうか。
農林業の振興 循環型社会の構築	「有機の里づくり」が取り組まれているが堆肥センターの整備計画はどうなるのか。
観光の振興・ 交流の促進	へそ公園の活用を図られたい。
地域経済の活性化・ 雇用の創出	若年層の流出を防ぐため、企業誘致をお願いしたい。
地域経済の活性化・ 雇用の創出	若年層が定住して、働けるまちづくりを望みたい。
地域経済の活性化・ 雇用の創出	地場産業の支援よりも、新産業の導入に努めてほしい。
幼児教育の充実	幼稚園での5歳以下の幼児の受け入れを検討してほしい。
学校教育の充実	生徒の指導、現場教師の指導のあり方についてもっと積極的な対応を望む。
文化・スポーツの 振興	合併を契機とした地区のグラウンドの整備の可能性について
人権施策の推進	「基本的人権の尊重」については、憲法にも書かれている内容であるが、書かれている内容が非常に薄い。人権教育の推進は地方公共団体の責務であるので、計画内容の見直しを願う。
人権施策の推進	女性の意見が反映できる男女共同参画の推進を望む。
参画と協働の推進	新市では「参画と協働」が掲げられているが、効果的に市民参画を進める動機付けが必要である。
参画と協働の推進	市政への参画でパブリック・コメント制度を導入する必要があるのではないか。
市民自治体制の確立	多様な主体による参画と協働が求められている中、地域コミュニティの基盤整備をしていただきたい。
市民自治体制の確立	地域の声が届くようなシステムを確保してもらいたい。
市民自治体制の確立	さまざまな施策の推進に向け、まちづくり活動を担う組織づくり、また人材の育成の場所が必要である。
市民自治体制の確立	地区のまちづくりはどうなっていくのか。地区ごとのまちづくりが重要になっていく中で、拠点施設の整備・充実が望まれる。
行政体制の整備	電子自治体の推進に向け、新市のホームページでの市政に関する意見聴取とパソコン購入費の補助の検討。
公共的施設の適正 配置と統合整備	既存施設の有効活用について、例えば公民館の活用など、もっと具体的な施策があってもいいのではないかと。
公共的施設の適正 配置と統合整備	既存施設の有効活用を図るべきである。
公共的施設の適正 配置と統合整備	合併を契機にシンボルとなる施設の建設を望む。

合併特例債	合併特例債の具体的な用途と費用の総額について
合併特例債	合併特例債は地域の基盤づくりの投資に使い、市民が期待できる具体的な事業を考えてほしい。
合併特例債	合併特例債を活用して、どのような事業を実施するのか。
合併特例債	安易な施設整備はせず、合併特例債も借金であることを認識し、必要性を十分検討されたい。
合併特例債	合併特例債で無駄な施設を造らないでほしい。
財政計画	特別会計の財政予測も掲載してほしい。

## 新市まちづくり計画検討小委員会の活動について

回数	日 時	協 議 内 容
第1回	平成15年12月26日 (金) 19:00 ~ 20:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の小委員会の協議の進め方について</li> <li>・ 新市将来構想の策定手順について</li> <li>・ 計画の先進事例について（養父市）</li> </ul>
第2回	平成16年1月29日 (木) 15:00 ~ 17:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市像と将来像について</li> <li>・ 合併の必要性と効果について</li> <li>・ 住民意向調査の結果概要について</li> <li>・ 両市町の現状・主要課題について   &lt;ワークショップ&gt;</li> <li>・ 新市の将来像・基本理念について   &lt;ワークショップ&gt;</li> </ul>
第3回	平成16年2月23日 (月) 18:30 ~ 21:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回のワークショップの取りまとめについて</li> <li>・ 新市の基本理念と将来像について</li> <li>・ 新市の都市構造について&lt;ワークショップ&gt;</li> <li>・ 新市まちづくり計画（将来構造部分）の中間報告について</li> </ul>
第4回	平成16年3月15日 (月) 18:30 ~ 21:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要指標の見直しについて</li> <li>・ 新市の都市構造について</li> <li>・ 新市の基本理念について</li> <li>・ 新市の将来像について</li> <li>・ 新市まちづくり計画（将来構造部分）の中間報告について</li> </ul>
第5回	平成16年4月8日 (木) 18:30 ~ 21:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画素案についての意見及び対応について</li> <li>・ 新市将来計画の策定手順について</li> <li>・ 新市まちづくりの基本方針について</li> <li>・ 主要施策について</li> </ul>
第6回	平成16年5月19日 (水) 18:30 ~ 21:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市の将来像について</li> <li>・ 新市まちづくりの基本方針について</li> <li>・ 合併に伴う財政措置及び財政計画について</li> </ul>
第7回	平成16年6月24日 (木) 18:30 ~ 21:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市のまちづくりの理念と将来像</li> <li>・ 新市の主要施策について</li> <li>・ 公共的施設の統合整備と適正配置について</li> </ul>
第8回	平成16年7月21日 (水) 18:30 ~ 21:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市まちづくり計画の素案について</li> <li>・ 計画策定スケジュール及び今後の小委員会活動について</li> </ul>
第9回	平成16年9月2日 (木) 18:30 ~ 21:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画素案の主な変更点及び住民説明会での意見について</li> <li>・ 財政計画について</li> <li>・ 新市の主要事業及び県実施事業について</li> <li>・ 小委員会からの提言書について</li> <li>・ 協議会での最終報告及び今後のスケジュールについて</li> </ul>

# 財 政 計 画 検 討 資 料

西脇市・黒田庄町合併協議会事務局

平 成 1 6 年 9 月

新市財政計画(普通会計一般財源ベース)【H16.9.2小委員会提出分】

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	17~26計
地方税	5,681	5,662	5,643	5,627	5,609	5,590	5,568	5,547	5,526	5,516	5,506	5,498	5,489	5,481	5,472	5,464	55,969
地方交付税	4,443	4,427	4,495	4,555	4,529	4,430	4,379	4,439	4,489	4,510	4,482	4,398	4,343	4,287	4,163	4,091	44,696
その他の収入	1,976	1,976	1,976	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	2,324	2,324	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	20,056
歳入計	12,100	12,065	12,114	12,078	12,034	11,916	11,843	11,882	12,339	12,350	11,884	11,792	11,728	11,664	11,531	11,451	120,721
人件費	2,887	2,687	2,470	2,463	2,478	2,418	2,313	2,260	2,209	2,193	2,086	1,995	1,984	1,939	1,910	1,907	24,378
扶助費	591	597	604	611	617	624	631	637	644	651	658	664	670	677	684	690	6,207
公債費	1,643	1,727	1,719	1,644	1,548	1,611	1,649	1,604	1,517	1,495	1,383	1,362	1,425	1,457	1,410	1,422	16,157
投資的経費	765	771	629	591	518	517	464	508	456	462	383	366	383	364	362	382	5,681
物件費	1,242	1,172	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	12,070
補助費等	3,056	3,261	3,914	3,335	5,105	4,860	4,606	4,666	4,676	4,721	4,723	4,671	4,668	4,642	4,547	4,535	42,200
積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	450	450	0	0	0	0	0	0	900
繰出金	2,342	2,462	2,512	2,614	1,029	1,033	1,038	1,043	1,047	1,052	1,057	1,062	1,066	1,071	1,076	1,081	16,172
その他	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	650
歳出計	12,591	12,742	13,120	12,530	12,567	12,335	11,973	11,990	12,271	12,296	11,562	11,392	11,468	11,422	11,261	11,289	124,415
歳入歳出差引 A	491	677	1,006	452	533	419	130	108	68	54	322	400	260	242	270	162	3,694
基金取崩額 B	491	677	1,006	452	533	419	130	108	4	4	4	4	2	0	0	0	3,824
再差引(A+B) C	0	0	0	0	0	0	0	0	72	58	326	404	262	242	270	162	

積立基金残高	4,633	3,958	2,953	2,502	1,970	1,551	1,421	1,313	1,831	2,335	2,657	3,057	3,317	3,560	3,831	3,994	
うち財政調整基金	2,017	1,858	1,767	1,727	1,223	808	682	578	650	708	1,034	1,438	1,700	1,943	2,214	2,377	
うち減債基金	127	110	96	85	80	76	72	68	64	60	56	52	50	50	50	50	
その他基金	2,489	1,990	1,090	690	667	667	667	667	1,117	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	

地方債残高	16,265	17,403	17,768	17,881	17,591	17,171	16,589	16,293	16,793	17,286	16,945	16,588	16,171	15,670	15,198	14,710	
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--

新市財政計画(普通会計一般財源ベース) 【H16.6.24小委員会提出分】

(単位:百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	17~26計	
地方税	5,581	5,574	5,567	5,560	5,553	5,545	5,536	5,526	5,516	5,507	5,497	5,488	5,480	5,471	5,463	5,455	55,465	
地方交付税	4,484	4,455	4,510	4,555	4,520	4,414	4,355	4,403	4,440	4,461	4,433	4,348	4,302	4,256	4,133	4,061	44,597	
その他の収入	1,977	1,977	1,977	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	19,203	
歳入計	12,042	12,006	12,054	12,011	11,969	11,855	11,787	11,825	11,852	11,864	11,826	11,732	11,678	11,623	11,492	11,412	119,265	
人件費	2,868	2,662	2,444	2,438	2,442	2,372	2,267	2,239	2,213	2,197	2,091	2,010	2,008	1,964	1,935	1,932	24,142	
扶助費	589	593	597	601	605	609	614	618	622	626	630	634	637	641	645	648	6,074	
公債費	1,643	1,727	1,719	1,644	1,548	1,611	1,649	1,604	1,517	1,499	1,390	1,370	1,449	1,498	1,451	1,462	16,161	
投資的経費	705	711	569	531	458	457	404	448	476	482	403	386	403	384	382	402	5,241	
物件費	1,223	1,233	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253	12,480	
補助費等	3,056	3,261	3,914	3,335	5,105	4,860	4,606	4,666	4,676	4,721	4,723	4,671	4,668	4,642	4,547	4,535	42,200	
積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	34	34	0	0	0	0	0	0	68	
繰出金	2,342	2,462	2,512	2,614	1,029	1,033	1,038	1,043	1,047	1,052	1,057	1,062	1,066	1,071	1,076	1,081	16,172	
その他	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	650	
歳出計	12,491	12,714	13,073	12,481	12,505	12,260	11,896	11,936	11,903	11,929	11,612	11,451	11,549	11,518	11,354	11,378	123,188	
歳入歳出差引	A	449	708	1,019	470	536	405	109	111	51	65	214	281	129	105	138	34	3,923
基金取崩額	B	449	708	1,019	470	536	405	109	111	51	65	4	4	2	0	0	0	3,923
再差引(A+B)	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	218	285	131	105	138	34	
積立基金残高	4,623	3,917	2,898	2,428	1,892	1,487	1,378	1,267	1,250	1,219	1,433	1,714	1,843	1,948	2,086	2,120		
うち財政調整基金	1,907	1,617	1,562	1,553	1,145	744	639	532	485	424	642	927	1,058	1,163	1,301	1,335		
うち減債基金	127	110	96	85	80	76	72	68	64	60	56	52	50	50	50	50		
その他基金	2,589	2,190	1,240	790	667	667	667	667	701	735	735	735	735	735	735	735		
地方債残高	16,265	17,403	17,768	17,881	17,591	17,171	16,589	16,293	16,793	17,286	16,945	16,588	16,171	15,670	15,198	14,710		



## H17～H26の合計額による前回との変更額（一般財源ベース）

【歳入】

(単位 百万円)

項 目	前回分 A	今回分 B	差額 B - A
地 方 税	55,465	55,969	504
地方譲与税・交付金	10,250	10,250	0
地 方 交 付 税	44,597	44,696	99
使用料・手数料	220	220	0
国・県支出金	240	240	0
財産収入・寄付金	140	140	0
諸 収 入	50	50	0
地 方 債	8,303	9,156	853
合 計	119,265	120,721	1,456

西脇市の固定資産税収入見込みの増加

平成16年度普通交付税額確定に伴う変更

地域振興基金造成のための合併特例債の一般財源化

繰入金を除く

【歳出】

項 目	前回分 A	今回分 B	差額 B - A
人 件 費	24,142	24,378	236
扶 助 費	6,074	6,207	133
公 債 費	16,161	16,157	4
普通建設事業費	5,241	5,681	440
物 件 費	12,480	12,070	410
補 助 費 等	42,200	42,200	0
積 立 金	68	900	832
繰 出 金	16,172	16,172	0
そ の 他	650	650	0
合 計	123,188	124,415	1,227

退職手当組合特別負担金の追加

伸び率0.5%から1.0%へ変更

基金造成分4億3,700万円の減額

宅地供給事業特別会計による土地購入費の追加

賃金、備品購入費の減額など

地域振興基金造成のための合併特例債の一般財源化

## 財 源 別 集 計 表

〔歳入〕

(単位 百万円)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合 計
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
地方税	5,681	5,662	5,643	5,627	5,609	5,590	5,568	5,547	5,526	5,516	55,969
地方譲与税・交付金	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	10,250
地方交付税	4,443	4,427	4,495	4,555	4,529	4,430	4,379	4,439	4,489	4,510	44,696
分担金及び負担金	一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定財源	343	374	370	354	356	336	338	341	343	346
使用料・手数料	一般財源	22	22	22	22	22	22	22	22	22	220
	特定財源	383	383	383	383	383	383	383	383	383	3,830
国・県支出金	一般財源	80	80	80	0	0	0	0	0	0	240
	特定財源	2,406	2,278	2,035	2,161	1,982	1,901	1,877	2,072	2,138	20,981
財産収入・寄付金	一般財源	14	14	14	14	14	14	14	14	14	140
	特定財源	274	274	274	0	0	0	0	0	0	822
繰入金	一般財源	491	677	1,006	452	533	418	130	108	4	3,823
	特定財源	85	85	87	85	86	85	85	85	86	854
諸収入	一般財源	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
	特定財源	1,835	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825	1,820	1,820	1,820	18,235
地方債	一般財源	830	830	830	830	830	830	830	830	1,258	9,156
	特定財源	1,415	1,802	1,020	703	213	161	54	312	384	6,421
小 計	一般財源	12,591	12,742	13,120	12,530	12,567	12,334	11,973	11,990	12,343	124,544
	特定財源	6,741	7,021	5,994	5,511	4,845	4,691	4,557	5,013	5,154	54,644
合 計		19,332	19,763	19,114	18,041	17,412	17,025	16,530	17,003	17,497	179,188

【歳出】

(単位 百万円)

項 目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合 計
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
人件費	一般財源	2,887	2,687	2,470	2,463	2,478	2,418	2,313	2,260	2,209	2,193	24,378
	特定財源	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	3,650
扶助費	一般財源	591	597	604	611	617	624	631	637	644	651	6,207
	特定財源	1,406	1,421	1,435	1,449	1,465	1,479	1,494	1,510	1,525	1,540	14,724
公債費	一般財源	1,643	1,727	1,719	1,644	1,548	1,611	1,649	1,604	1,517	1,495	16,157
	特定財源	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	1,370
普通建設事業費	一般財源	765	771	629	591	518	517	464	508	456	462	5,681
	特定財源	2,350	2,614	1,572	1,093	412	243	94	534	658	606	10,176
物件費	一般財源	1,242	1,172	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	12,070
	特定財源	857	857	857	839	839	839	839	839	839	839	8,444
補助費等	一般財源	3,056	3,261	3,914	3,335	5,105	4,860	4,606	4,666	4,676	4,721	42,200
	特定財源	203	203	203	203	202	201	201	201	201	201	2,019
積立金	一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	450	450	900
	特定財源	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
繰出金	一般財源	2,342	2,462	2,512	2,614	1,029	1,033	1,038	1,043	1,047	1,052	16,172
	特定財源	131	132	133	134	134	135	136	136	138	138	1,347
その他	一般財源	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	650
	特定財源	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	12,910
小 計	一般財源	12,591	12,742	13,120	12,530	12,567	12,335	11,973	11,990	12,271	12,296	124,415
	特定財源	6,741	7,021	5,994	5,511	4,845	4,690	4,557	5,013	5,154	5,117	54,643
合 計		19,332	19,763	19,114	18,041	17,412	17,025	16,530	17,003	17,425	17,413	179,058

## 新市財政計画（事業費ベース）

〔歳入〕

（単位 百万円）

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
地方税	5,681	5,662	5,643	5,627	5,609	5,590	5,568	5,547	5,526	5,516	55,969
地方譲与税・交付金	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	10,250
地方交付税	4,443	4,427	4,495	4,555	4,529	4,430	4,379	4,439	4,489	4,510	44,696
分担金及び負担金	343	374	370	354	356	336	338	341	343	346	3,501
使用料・手数料	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	4,050
国・県支出金	2,486	2,358	2,115	2,161	1,982	1,901	1,877	2,072	2,138	2,131	21,221
財産収入・寄付金	288	288	288	14	14	14	14	14	14	14	962
繰入金	576	762	1,093	537	619	503	215	193	90	89	4,677
諸収入	1,840	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,825	1,825	1,825	1,820	18,285
地方債	2,245	2,632	1,850	1,533	1,043	991	884	1,142	1,642	1,615	15,577
合計	19,332	19,763	19,114	18,041	17,412	17,025	16,530	17,003	17,497	17,471	179,188

〔歳出〕

（単位 百万円）

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
人件費	3,252	3,052	2,835	2,828	2,843	2,783	2,678	2,625	2,574	2,558	28,028
扶助費	1,997	2,018	2,039	2,060	2,082	2,103	2,125	2,147	2,169	2,191	20,931
公債費	1,780	1,864	1,856	1,781	1,685	1,748	1,786	1,741	1,654	1,632	17,527
普通建設事業費	3,115	3,385	2,201	1,684	930	760	558	1,042	1,114	1,068	15,857
物件費	2,099	2,029	2,064	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	20,514
補助費等	3,259	3,464	4,117	3,538	5,307	5,061	4,807	4,867	4,877	4,922	44,219
積立金	1	1	1	0	0	0	0	0	450	450	903
繰出金	2,473	2,594	2,645	2,748	1,163	1,168	1,174	1,179	1,185	1,190	17,519
その他	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	13,560
合計	19,332	19,763	19,114	18,041	17,412	17,025	16,530	17,003	17,425	17,413	179,058

## 10か年の合計による合併効果額（一般財源ベース）

【歳入】

(単位 百万円)

項 目	単純合計 A	合併効果等 B	新市財政計画 A+B	
地 方 税	55,949	20	55,969	法人税率の変更による増(12.3 14.7%)
地方譲与税・交付金	10,250	0	10,250	
地 方 交 付 税	42,349	2,347	44,696	合併補正及び算定替1,265、特別交付税432 合併特例債の算入650
使用料・手数料	220	0	220	
国・県支出金	0	240	240	合併市町村補助金
財産収入・寄付金	140	0	140	
諸 収 入	50	0	50	
地 方 債	8,301	855	9,156	合併特例債による基金造成
合 計	117,259	3,462	120,721	

繰入金は除く

【歳出】

(単位 百万円)

項 目	単純合計 A	合併効果等 B	新市財政計画 A+B	
人 件 費	27,769	3,391	24,378	人員削減 350人 248人、特別職の減少
扶 助 費	5,976	231	6,207	児童福祉、生活保護事務の移管
公 債 費	15,202	955	16,157	合併特例債発行分
普通建設事業費	5,543	138	5,681	合併特例債事業一般財源分
物 件 費	11,730	340	12,070	賃金の減、備品購入の減、委託の増加
補 助 費 等	42,200	0	42,200	
積 立 金	0	900	900	合併特例債による基金造成
繰 出 金	16,172	0	16,172	
そ の 他	650	0	650	
合 計	125,242	827	124,415	

## 新市の主要事業・県事業について

### 合併特例債適用事業（予定）

合併特例債適用事業として、次の事業を予定します。

#### 茜が丘複合施設整備事業 < P 63・65、80・81 >

##### 【事業概要】

少子高齢化や男女共同参画社会の進展を背景に、家庭や地域の教育力の向上、子育て支援策の更なる展開が求められている中、子育て支援センター機能、児童館機能、コミュニティセンター機能などを有する複合施設を整備する。

#### 新総合福祉センター（仮称）整備事業 < P 62・65 >

##### 【事業概要】

保健・医療・福祉サービスの提供主体を集約し、サービス提供や情報の共有などの連携の強化を図ることにより、住民が必要とするサービスを切れ目なく、効率的、効果的に利用できるような施設を整備する。

#### 地域環境保全型農業推進総合整備事業 < P 75・76 >

##### 【事業概要】

黒田庄町においては、「全町有機土壌化」を農業の施策の基本として取り組んできている。一方黒田庄和牛は全国的なブランドになりつつあり、又神戸ビーフの主産地として県下でも有数の産地である。そのため、地域の特性を生かした農業を進める拠点施設「土づくりセンター」を建設し、センター周辺の環境整備も一体的に行う。

#### 地域振興基金積立事業 < P 80・81 >

##### 【事業概要】

地域住民の連帯強化又は旧市町単位の地域振興のために基金を設ける。

その他、新規計画事業についても、可能な限り合併特例債を適用していきます。

### 《参 考》

#### 合併特例債とは...

- ・ 新市まちづくり計画に基づく合併特例事業に活用できます。

合併市町村が新市まちづくり計画に基づいて行う特に必要な次に掲げる建設事業などに要する経費については、合併年度とそれに続く10年間に限り特別の地方債いわゆる合併特例債を発行することができます。

合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために実施する公共的施設の整備事業  
合併市町村の均衡ある発展に資するために実施する公共的施設の整備事業  
合併市町村の建設を総合的・効果的に推進するために実施する公共的施設の統合整備事業  
合併市町村において地域住民の連帯の強化又は旧市町村単位の地域振興のために設ける基金造成

合併特例債については、事業費の約95%を充当することができ、その元利償還金の70%が後年度の普通交付税に算入されますが、事業費残額、後年度の起債償還費負担及び維持管理経費が必要となります。

西脇市と黒田庄町の合併における合併特例債を発行することが可能な上記 ~ に該当する事業費の上限額は、102億7千万円です。また、上記 に該当する基金の造成については、標準基金規模は約9億1千万円となっています。

<合併特例債のイメージ>



例えば新市で10億円の対象事業をする場合...

合併特例債 9億5000万円 (95%)		5000万円 (5%) ↑
国が肩代わりする分 <後年度に交付税措置> 6億6500万円 (66.5%)	新市が自分で返済する分 2億8500万円 (28.5%)	

当初に必要な  
新市の一般財源

### 新市の普通建設事業概要

事業名	記載
学校園施設整備事業(幼・小・中学校の校舎、プール)	P 72・74
学校給食センター改築事業	P 72・74
道路・排水路等整備事業(単独事業を含む)	P 66・68 P 69・71
公営住宅整備事業	P 66・68
集会施設等整備事業	P 80・81
防災対策事業(ポンプ、防火水槽など)	P 64・65
市民会館改修事業	P 73・74
運動公園等整備事業	P 73・74
土地改良事業	P 69・71
その他	

## 兵庫県実施予定事業の概要

事業名	記載
道路改築事業（国道427号）	P 66・68
道路改築事業（黒田庄滝野線）	P 66・68
道路改築事業（西脇停車場線）	P 66・68
交通安全対策事業（国道427号）	P 64・65
交通安全対策事業（黒田庄滝野線）	P 64・65
砂防事業（田高谷川）	P 64・65
急傾斜地崩壊対策事業（船町地区）	P 64・65
治山事業（日野地区）	P 64・65
河川改修事業（加古川・杉原川・野間川ほか）	P 64・65
県営住宅整備事業（日野ヶ丘団地ほか）	P 66・68
中山間地域総合整備事業（クリエイティブハイランド北はりま地区）	P 69・71
ため池等整備事業（合山口池地区ほか）	P 69・71
河川環境整備事業（加古川・杉原川・野間川）	P 75・76
その他	



## 新しい西脇市のまちづくりに向けて 新市まちづくり計画検討小委員会からの提言

私たちの住む西脇市、黒田庄町では、平成15年11月に合併協議会が設置され、合併による新しいまちづくりに向けた具体的な協議が行われています。その一環として、私たちは合併協議会から新市のまちづくり計画の策定に関する付託を受け、小委員会を9回にわたり開催し、このたび計画の素案について一定の結論を得たところであります。

私たち小委員会のメンバー7名は、住民・生活者の視点から、合併により誕生する新しい西脇市がよりよいまちとなるよう、また、明るい夢や希望が持てるまちづくりへの期待を込め、自由な発想に基づき協議を重ねてきました。

この小委員会は、計画素案の報告をもってその役割を閉じることとなりますが、これまでの議論を踏まえ、法に基づき策定する新市まちづくり計画とあわせて、私たち小委員会委員の想いを取りまとめました。

今回の合併を新しいまちづくりへの絶好の機会ととらえ、新市まちづくり計画を“単なる理想”で終わらせることなく、計画に記された施策が新市において着実に実行されるよう次のことを提言いたします。

平成16年9月

西脇市・黒田庄町合併協議会  
新市まちづくり計画検討小委員会

委員長	長谷川俊雄
副委員長	小林茂夫
委員	浅田康子
	岩崎貞則
	宮崎正則
	東野一彦
	西山孝彦

### 【提言 1：今後の計画の推進に向けて・・・】

新しい西脇市の将来像『いのちいきいき 自然きらきら 共生のまちにしわき』の実現に向け、新市まちづくり計画に掲げる施策を着実に実施していくことが必要です。

そのため、

新市のまちづくりに向けて、市民を含めた協議の場を設置するなど、合併までに、速やかな計画推進の取り組みへの着手

新市まちづくり計画の理念や施策を十分に踏まえ、大局的な見地に立って、財政的に裏付けられた新市の行政運営のマニフェストとなるような総合計画の策定

を提言します。

### 【提言 2：市民自治・地域自治の実現に向けて・・・】

新しい西脇市のまちづくりの主人公となり、まちを守っていくのは私たち市民です。この合併を契機に、市民と行政がともに力を合わせた新しい自治体制 協働による地域自治（ローカル・ガバナンス）の確立が必要です。

そのため、

市民主体のまちづくりの前提条件となる透明性の高い行政運営に向け、積極的な行政情報の公開

市民と行政が対等な立場でのパートナーシップの構築に向け、事業の計画段階からの意見聴取を行うなど、市民参画の推進

合併により市域が拡大する一方、小学校区など、より小さな地域でのまちづくりに向けた地域活動拠点の整備

地域活動を支援するための行政体制の確立

地域力を高める施策の重点的な実施

を提言します。

あわせて、市民自らも行政依存意識を変えていくことも必要です。

### 【提言3：行財政改革の実現に向けて・・・】

合併は、行財政の効率化と改革の最大のチャンスです。行財政運営の抜本的な改革に取り組み、健全な財政運営と効率的・効果的な行政運営を着実に進める必要があります。

そのため、

中・長期的な視野に立った財政計画の策定

市民が参画できる行政評価システムの構築

分野ごとの縦割り行政ではなく、部局間連携・施策間連携の強化と柔軟な組織・機構の構築、あわせて職員の意識改革の推進

を提言します。

# 協 議 事 項

協議第51号	各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて	P 1 ~ P 7
協議第52号	各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて	P 8 ~ P 26
協議第53号	各種事業（社会教育事業）の取扱いについて	P 27 ~ P 36

各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて

各種事業（各種福祉事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年8月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（各種福祉事業）の取扱い

母子等年金（市町単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。

障害者年金（市町単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に黒田庄町の例により調整する。

敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。

乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。

ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。

母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	22-9 各種事業(各種福祉事業)の取扱い	関係項目	児童福祉・母子福祉・障害者福祉・高齢者福祉
調整内容	<p>母子等年金(市町単独福祉年金)支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。                  障害者年金(市町単独福祉年金)支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に黒田庄町の例により調整する。                  敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。                  乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。                  ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。                  イ 幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。                  母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。</p>		

項目	現 西 脇 市		況 黒 田 庄 町		具体的調整方針			
	年金の種類	年金の額(児童1人につき年額)	年金の種類	年金の額(児童1人につき年額)				
母子等年金 (市町単独福祉年金)支給事業	【年金の種類及び額】		【年金の種類及び額】		母子等年金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。			
	母子福祉年金	18歳未満の母子家庭等の児童 (所得税非課税世帯)	14,400円	児童扶養年金		<table border="1"> <tr> <td>準母子、準父子家庭の児童</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>母子、父子家庭の児童</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	準母子、準父子家庭の児童	18,000円
準母子、準父子家庭の児童	18,000円							
母子、父子家庭の児童	15,000円							
	【支給月】	4月	【支給月】	12月				
	【支給基準】	毎年4月1日現在において、引き続き1年以上市内に住居登録されている母子家庭等の18歳未満の児童(所得税非課税世帯)	【支給基準】	毎年4月1日現在で、引き続き1年以上町内に居住する母子家庭等で義務教育終了までの児童を養育する者(所得制限なし)				
	【申請方法】	新規申請後は自動更新	【申請方法】	毎年対象者に申請の案内を郵送				

項 目	現 況			具体的調整方針	
	西 脇 市		黒 田 庄 町		
障害者年金 (市町単独福祉 年金)支給事 業	【年金の種類及び額】			障害者年金支給事業 については、合併年 度は現行のとおりと し、翌年度に黒田庄 町の例により調整す る。	
	年金の種類	年金の額(1人につき年額)			
		身体障害者福祉年金	18歳以上の 身体障害者		1級の者
	2級の者				21,600円
	3級の者				18,000円
	4級の者				14,400円
	5・6級の者				6,000円
	身体障害児福祉年金	18歳未満の 身体障害児	1級の者		24,000円
			2級の者		21,600円
			3級の者		18,000円
4級の者			14,400円		
5・6級の者			10,800円		
知的障害者福祉年金	18歳以上の 知的障害者	重度の者	24,000円		
		中度の者	18,000円		
		軽度の者	6,000円		
知的障害児福祉年金	18歳未満の 知的障害児	重度の者	24,000円		
		中度の者	18,000円		
		軽度の者	10,800円		
精神障害者福祉年金	精神障害者	1級の者	24,000円		
		2級の者	18,000円		
		3級の者	6,000円		
【支給月】	9月及び3月				
【支給基準】	毎年4月1日現在で引き続き1年以上市内に住所を有する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者				
【申請方法】	新規申請後は自動更新				
	【年金の種類及び額】				
	年金の種類	年金の額(1人につき年額)			
心身障害者年金		18歳以上の 身体障害者	2級以上の者	18,000円	
	3級の者		10,000円		
	4級の者		8,000円		
	5・6級の者		5,000円		
	18歳以上の知的障害者		18,000円		
心身障害児年金	18歳未満の心身障害児	18,000円			
精神障害者年金	精 神 障 害 者	18,000円			
そ の 他	民生委員の意見による者	18,000円			
【支給月】	12月				
【支給基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年4月1日現在で引き続き1年以上町内に住所を有する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</li> <li>民生委員の意見により、同程度の障害を持つと認められる者</li> </ul>				
【申請方法】	毎年対象者に申請の案内を郵送				

項 目	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
敬老金支給 事業	<b>【支給日】</b> 9月15日  <b>【支給基準】</b> 毎年9月15日現在、市内に住所を有する満77歳以上の者に支給  <b>【支給額】</b> ・満77歳以上89歳までの者 2,000円 ・満90歳以上の者 5,000円	<b>【支給日】</b> 9月15日  <b>【支給基準】</b> 毎年4月2日現在まで引続き町内に住所を有する満80歳以上の者に支給  <b>【支給額】</b> ・一律5,000円 ・4月2日以降の死亡者については遺族にお供えを贈る。	敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。
乳幼児福祉 医療費助成事 業	<b>《乳児》</b> <b>【対象者】</b> ・1歳未満児（1歳到達月の末日まで） ・所得制限なし  <b>【自己負担】</b> ・外来、入院とも無料 ・県内は現物支給、県外は償還により支給  <b>《幼児》</b> <b>【対象者】</b> ・1歳到達月の翌月から小学校就学前月の3月31日までの幼児 ・所得制限あり（児童手当の特例給付の額を準用）  <b>【自己負担】</b> ・外来1割（自己負担限度額5,000円/月） ・入院無料 ・県内は現物支給、県外は償還により支給	<b>《乳児》</b> <b>【対象者】</b> 同左  <b>【自己負担】</b> 同左  <b>《幼児》</b> <b>【対象者】</b> 同左  <b>【自己負担】</b> ・外来無料 ・同左 ・同左	乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。  乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。  幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。 <b>《調整案》</b> 対象者 現行のとおり 自己負担 （外来） ・3歳未満無料 ・3歳以上1割（自己負担限度額5,000円/月） （入院） 無料



項 目	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
母子家庭等 福祉医療費助 成事業	<b>【対 象 者】</b> ・ 18歳到達後最初の年度末までの遺児、母子及び父子家庭の児童 ・ 所得制限は、児童扶養手当法第9条を準用 ・ 所得制限を超えた場合は、市単独事業として対応  <b>【自己負担】</b> ・ 外来、入院とも無料 ・ 県内は現物支給、県外は償還により支給	<b>【対 象 者】</b> ・ 同左  ・ 同左 ・ 町単独事業なし  <b>【自己負担】</b> 同左	母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。

**参考関係法令**

母子及び寡婦福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に係りのある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（自立への努力）

第4条 母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

児童福祉法（抜粋）

（国民の責務と児童福祉の理念）

第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

（国及び地方公共団体の責任）

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（福祉保障の原理）

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

#### 老人福祉法（抜粋）

##### （目的）

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

##### （基本的理念）

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

##### （老人福祉増進の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

#### 障害者基本法（抜粋）

##### （目的）

第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

##### （基本的理念）

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

##### （国民の責務）

第5条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

##### （自立への努力）

第6条 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない。

先進事例

新市町村名	旧市町村名	合併の期日	調整の方針
東かがわ市 (新設合併)	引田町 白鳥町 大内町	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。</li> <li>・国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。</li> <li>・地域福祉バス運行事業、患者輸送バス運行事業については、地域全体の均衡を考慮し新たな制度により実施する。</li> <li>・1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し実施する。</li> <li>・敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝い金制度により新市において調整し実施する。</li> </ul>
養父市 (新設合併)	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成16年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等福祉金については、大屋町、関宮町の例による。</li> <li>・介護予防関連事業実施方法については、福祉サービスの低下にならないよう、社会福祉協議会等と調整を図り、合併時まで調整する。</li> <li>・金婚夫婦祝福事業については、廃止の方向で検討する。</li> <li>・長寿祝い金の支給は、県の基準に合わせる。</li> <li>・敬老会補助については、廃止の方向で検討する。</li> </ul>
加東市 (新設合併)	社 町 滝野町 東条町	平成17年3月31日迄 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の制度に基づく児童手当等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>・福祉年金支給事業については、受給資格を調整し実施する。</li> <li>・国又は県の障害者福祉事業(補助事業)については、現行のとおり新市において実施する。</li> <li>・町単独障害者福祉事業については、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。ただし、障害者福祉計画は、合併後新市において策定する。</li> <li>・国又は県の高齢者福祉事業(補助事業)については、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。</li> <li>・町単独高齢者福祉事業については、次のものを除き、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。 高齢者福祉計画は、合併後新市において策定する。 地区敬老会助成及び夢園温泉入泉料助成は廃止する。</li> <li>・福祉タクシー事業については、事業内容を合併時に調整し、新市において実施する。</li> </ul>

各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて

各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年8月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（農林水産関係事業）の取扱い

農業関係事業

- ア 農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。
- イ 合併の前日における認定農業者については、新市の認定農業者とする。また、認定基準については新市発足時に統一する。
- ウ 農業振興に係る市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。
- エ 生産調整（転作）については、新市発足時に西脇市の例により調整する。
- オ 農業イベントについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業イベントとして実施する。
- カ 有機の里づくり推進事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- キ 農業関係資金利子補給制度については、新市発足時に再編する。

畜産関係事業

畜産共進会、共励会については、現行のまま新市に引き継ぐ。

林業関係事業

ア 森林整備計画については、新市において速やかに策定する。

イ 治山事業に係る分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

土地改良事業

ア 土地改良事業に係る分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 土地改良事業に係る黒田庄町町単独補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	産業・建設部会
協定項目	22-13 各種事業（農林水産関係事業）の取扱い	関係項目	農業振興地域整備計画、地域農政、生産調整・米穀、農業融資、有機農業、農業関係イベント、畜産振興、林業振興、治山施設の整備、土地改良事業、地元（受益者）負担金
調整内容	<p><b>農業関係事業</b></p> <p>ア 農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。</p> <p>イ 合併の前日における認定農業者については、新市の認定農業者とする。また、認定基準については新市発足時に統一する。</p> <p>ウ 農業振興に係る市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>エ 生産調整（転作）については、新市発足時に西脇市の例により調整する。</p> <p>オ 農業イベントについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業イベントとして実施する。</p> <p>カ 有機の里づくり推進事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>キ 農業関係資金利子補給制度については、新市発足時に再編する。</p> <p><b>畜産関係事業</b></p> <p>畜産共進会、共励会については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p><b>林業関係事業</b></p> <p>ア 森林整備計画については、新市において速やかに策定する。</p> <p>イ 治山事業に係る分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p><b>土地改良事業</b></p> <p>ア 土地改良事業に係る分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>イ 土地改良事業に係る黒田庄町単独補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。</p>		

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p><b>農業関係事業</b></p> <p>ア 各種農業関係計画について</p> <p>農業振興地域整備計画について</p> <p>・両市町において、それぞれ農業振興地域整備計画が策定されている。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について</p> <p>・両市町において、それぞれ基本構想が策定されている。</p>	<p>合併後速やかに策定する。</p> <p>合併後速やかに策定する。</p>	<p>新市において、兵庫県による農業振興地域の指定が変更された後、速やかに新たな計画を策定するものとする。それまでの間は現行のとおりとする。</p> <p>新市において新たな基本構想を策定するものとする。それまでの間は現行のとおりとする。</p>

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具 体 的 調 整 方 針
<p>地域農業マスタープランについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町において、それぞれマスタープランが策定されている。</li> </ul>	合併後速やかに策定する。	新市において新たなマスタープランを策定するものとする。それまでの間は現行の通りとする。
<p>イ 認定農業者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町に認定基準があり、それに基づいて認定された認定農業者がいる。</li> </ul>	現行のまま新市に引き継ぐ。	合併の前日において認定農業者であった者は、新市の認定農業者とする。認定基準については、新市発足時に統一する。
<p>ウ 農業振興事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町でそれぞれ国、県及び市町単独補助事業を実施している。</li> </ul>	合併時に再編する。	市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。
<p>エ 生産調整（転作）及び市町単独助成について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町でそれぞれ生産調整（転作）を実施し、市町単独助成がある。</li> </ul>	合併時に西脇市の例により調整する。	生産調整については、国の動向に併せ、市単独助成制度を含めて新市発足時に西脇市の例により調整する。
<p>オ 農業イベントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒田庄町において黒田庄町農業祭を開催している。</li> </ul>	現行のまま新市に引き継ぐ。	現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業イベントとして実施する。
<p>カ 有機の里づくり推進事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒田庄町において有機の里づくり推進事業を実施している。</li> </ul>	現行のまま新市に引き継ぐ。	現行のまま新市に引き継ぎ、有機の里づくり推進事業を実施する。
<p>キ 農業関係資金利子補給制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業近代化資金等利子補給制度</li> <li>・豊かな村づくり資金利子補給制度</li> </ul>	合併時に再編する。	新市発足時に再編し、新市において利子補給制度を実施する。

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>畜産関係事業 黒田庄町において、各種畜産共進会及び共励会を開催及び支援している。</p> <p>林業関係事業 ア 森林整備計画について ・両市町においてそれぞれ市町森林整備計画が策定されている。</p> <p>イ 治山事業について ・県単独補助治山事業について、西脇市では分担金を徴収している。</p> <p>土地改良事業 ア 土地改良事業分担金について ・両市町で、分担金が異なる。</p> <p>イ 黒田庄町のみ単独補助事業を実施している。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>合併後速やかに策定する。</p> <p>合併時に西脇市の例により統合する。</p> <p>合併時に再編する。</p> <p>合併時に再編する。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>新市において速やかに関係機関と調整のうえ策定する。それまでの間は現行のとおりとする。</p> <p>新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、継続事業については現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>土地改良事業の分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>土地改良事業に係る黒田庄町単独補助事業については、新市発足時に事業区分ごとの補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。</p>



		現		況	
項 目		西 脇 市		黒 田 庄 町	
農業関係事業					
ア 各種計画		根 拠 法 令	農業振興地域の整備に関する法律第8条	根 拠 法 令	同 左
農業振興地域整備計画		概 要	県が定める農業振興地域内の農用地の用途区分や農業生産の基盤の整備等に関する事項等を定めている計画	概 要	同 左
		地域指定年月日	昭和48年11月6日	地域指定年月日	昭和48年3月18日
		計画策定年月日	昭和49年7月27日	計画策定年月日	昭和49年6月24日
		市全体面積	9,641ha	町全体面積	3,354ha
		農業振興地域	1,776ha	農業振興地域	870ha
		農用地区域	578ha	農用地区域	330ha
		平成16年4月1日現在		平成16年4月1日現在	
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想		根 拠 法 令	農業経営基盤強化促進法第6条	根 拠 法 令	同 左
		概 要	次の事項を定めている計画 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 農業経営の規模、生産方式等に関する営農の類型ごとの農業経営の指標 農業経営者に対する農用地の利用の集積に関する目標等	概 要	同 左
		策定年度	平成7年度	策定年度	同 左
地域農業マスタープラン		概 要	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を基に、その目標をより具体的に数値等で設定している計画	概 要	同 左
		策定年度	平成12年度	策定年度	同 左

		現		況		
項 目		西 脇 市		黒 田 庄 町		
イ 農業経営改善計画の 認定基準	根拠法令	農業経営基盤強化促進法第12条		根拠法令	同左	
	概要	高度な技術と優れた経営感覚を有する農家を育成するため、農家が作成する農業経営改善計画を認定し、支援する。		概要	同左	
	認定基準	目標年間所得	800万円以上		目標年間所得	700万円以上
		目標年間労働時間	2,000時間以内		目標年間労働時間	同左
		年齢制限	なし		年齢制限	同左
	支援策	資金の融資、税制の特例、農用地利用集積の優遇等		支援策	同左	
認定農業者数	9名		認定農業者数	6名		
ウ 農業振興市町単独補助 事業	事業名	西脇市農業振興事業		事業名	集団営農用機械施設整備事業	
	目的	市内の農地の集団的土地利用を推進するとともに、担い手農家の育成と特色のある農業経営を推進することを目的とする。		目的	集落で運営する営農集団に対し、転作作物の収量・品質の安定化と生産性の向上に向けた機械化体系の整備を図り、需要ニーズにあった作物づくりに寄与することを目的とする。	
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産地づくり奨励（指定農作物栽培に対する助成）</li> <li>・ハウス栽培奨励（ハウス設置・栽培に対する助成）</li> <li>・担い手農家の育成（機械整備に対する助成）</li> <li>・豊かな土づくり奨励（堆肥施設への助成）</li> <li>・農用地利用集積奨励（農地集積への助成）</li> <li>・地域特産開発奨励（グループ等活動助成）</li> <li>・地域農業活動奨励（地区農会活動への助成）</li> </ul>		内容	機械整備に対する助成（機械の種類限定）	
		事業名			事業名	飼料用稲わら展示ほ設置事業
		目的			目的	粗飼料の完全自給を目指して、また転作作物の奨励の面からも未知数である飼料用稲わらの展示ほを設置して研究をする。
		内容			内容	展示ほに対する委託料交付
事業名				事業名	特別栽培米推進補助金	
目的			目的	こしひかりを減農薬・減化学肥料で栽培し、消費者と提携して生産活動を行う。		
内容			内容	栽培グループに対する助成		

項 目	現 況		現 況	
	西 脇 市		黒 田 庄 町	
工 生産調整(転作)関係 事業	生産調整の現況		生産調整の現況	
	配 分 面 積	283.3ha	配 分 面 積	128.4ha
	実 施 面 積	290.5ha	実 施 面 積	137.4ha
	達 成 率	102.6%	達 成 率	107.0%
	平成15年度実績		平成15年度実績	
	市単独補助金		町単独補助金	
	事業名	西脇市農業振興事業	事業名	水田農業経営確立対策町単独補助事業
	目 的	農地の集团的土地利用を推進するとともに、担い手農家等の育成と特色ある農業経営を推進することを目的とする。	目 的	生産調整を地域で円滑に実施するための集団化促進事業。助成金需給体系における有利性、集落における生産調整事務の効率かつ簡素化に大きく寄与する団地形成、土地利用集積の維持を図る。
	内 容	計画的に集団転作を実施している営農組合に対し、 麦・大豆・飼料作物について 15,000円以内/10a みつ源レンゲについて 500円以内/10a 指定野菜栽培農家に対し 指定野菜について 10,000円以内/10a	内 容	水田農業経営確立対策の団地化及び土地利用集積型並びにこれらに隣接する農地については 5,600円/10a その他の団地化志向等については 2,800円/10a を交付している。
オ 農業イベント			名 称	黒田庄農業祭
			目 的	テーマ「安全で安心な食と農が育む生命(いのち)」 安全と安心を求めて生産する黒田庄のPRと、黒田庄町の農業振興を図る。
			実施団体	黒田庄農業を育てる会
			実施時期	11月23日
			内 容	・玄米、農産物品評会 ・酒米懇談会 ・もちまき ・黒田庄和牛の展示及び網焼きステーキ販売 ・農産物、特産品販売、・農業共済コーナー ・農機具の展示・みのり農協コーナー

現		況																			
西 脇 市		黒 田 庄 町																			
カ 有機の里づくり推進事業			<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>黒田庄町有機の里づくり推進事業</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>全町有機土壌化の推進及び有機農業の普及啓発</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>資源の再利用を可能にし、農薬・化学肥料の使用を控え又は使用しないことにより、地域資源と環境を保全しつつ、一定の生産力と収益性を確保し、より安全な食料生産に寄与する持続的農業の推進</td> </tr> </table>	名 称	黒田庄町有機の里づくり推進事業	目 的	全町有機土壌化の推進及び有機農業の普及啓発	内 容	資源の再利用を可能にし、農薬・化学肥料の使用を控え又は使用しないことにより、地域資源と環境を保全しつつ、一定の生産力と収益性を確保し、より安全な食料生産に寄与する持続的農業の推進												
	名 称	黒田庄町有機の里づくり推進事業																			
目 的	全町有機土壌化の推進及び有機農業の普及啓発																				
内 容	資源の再利用を可能にし、農薬・化学肥料の使用を控え又は使用しないことにより、地域資源と環境を保全しつつ、一定の生産力と収益性を確保し、より安全な食料生産に寄与する持続的農業の推進																				
キ 農業関係資金利子補給制度	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>西脇市農業近代化資金等利子補給規則</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>農業者が融資を受ける農業近代化資金等につき利子補給を行うことにより、農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>利子補給対象資金</td> <td>農業近代化資金、 農業振興資金</td> </tr> </table>	名 称	西脇市農業近代化資金等利子補給規則	目 的	農業者が融資を受ける農業近代化資金等につき利子補給を行うことにより、農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。	利子補給対象資金	農業近代化資金、 農業振興資金	<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>黒田庄町豊かな村づくり資金利子補給規則</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td>農畜産物の主産地の形成、農業生産活動等に必要な資金を低利かつ円滑に融通する措置を講ずることによって、農業農村の振興を図り、もって豊かな村づくりに資することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>利子補給対象資金</td> <td>豊かな村づくり資金</td> </tr> </table>		名 称	黒田庄町豊かな村づくり資金利子補給規則	目 的	農畜産物の主産地の形成、農業生産活動等に必要な資金を低利かつ円滑に融通する措置を講ずることによって、農業農村の振興を図り、もって豊かな村づくりに資することを目的とする。	利子補給対象資金	豊かな村づくり資金						
	名 称	西脇市農業近代化資金等利子補給規則																			
	目 的	農業者が融資を受ける農業近代化資金等につき利子補給を行うことにより、農業者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。																			
	利子補給対象資金	農業近代化資金、 農業振興資金																			
名 称	黒田庄町豊かな村づくり資金利子補給規則																				
目 的	農畜産物の主産地の形成、農業生産活動等に必要な資金を低利かつ円滑に融通する措置を講ずることによって、農業農村の振興を図り、もって豊かな村づくりに資することを目的とする。																				
利子補給対象資金	豊かな村づくり資金																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>農業近代化資金の種類</th> <th>利子補給期間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業資産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金</td> <td>3年</td> <td>年1%</td> </tr> </tbody> </table>	農業近代化資金の種類	利子補給期間	利 子 補 給 率	1 農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業資産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金	3年	年1%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>豊かな村づくり資金の種類</th> <th>利子補給期間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体による農畜産物の主産地の形成に必要な資金</td> <td>10年以内</td> <td>年1%以内</td> </tr> <tr> <td>2 農業に従事し、又は従事しようとする高齢者若しくは女性又はこれらの者が組織する団体による生産活動に必要な資金</td> <td>5年以内</td> <td>年1%以内</td> </tr> <tr> <td>3 局地天災により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金</td> <td>5年以内</td> <td>年1%以内</td> </tr> </tbody> </table>		豊かな村づくり資金の種類	利子補給期間	利 子 補 給 率	1 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体による農畜産物の主産地の形成に必要な資金	10年以内	年1%以内	2 農業に従事し、又は従事しようとする高齢者若しくは女性又はこれらの者が組織する団体による生産活動に必要な資金	5年以内	年1%以内	3 局地天災により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金	5年以内	年1%以内
農業近代化資金の種類	利子補給期間	利 子 補 給 率																			
1 農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業資産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金	3年	年1%																			
豊かな村づくり資金の種類	利子補給期間	利 子 補 給 率																			
1 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体による農畜産物の主産地の形成に必要な資金	10年以内	年1%以内																			
2 農業に従事し、又は従事しようとする高齢者若しくは女性又はこれらの者が組織する団体による生産活動に必要な資金	5年以内	年1%以内																			
3 局地天災により被害を受けた農家の経営の維持又は安定に必要な資金	5年以内	年1%以内																			

現		況																																
項	目	西 脇 市	黒 田 庄 町																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>農業近代化資金の種類</th> <th>利子補給 期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、農産用機具又は運搬用器具の取得に要する資金</td> <td>3年</td> <td>年1%</td> </tr> <tr> <td>3 果樹等の植栽又は育成に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1%</td> </tr> <tr> <td>4 牛、豚の購入又は育成に要する資金</td> <td>2年</td> <td>年2%</td> </tr> </tbody> </table>	農業近代化資金の種類	利子補給 期 間	利 子 補 給 率	2 原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、農産用機具又は運搬用器具の取得に要する資金	3年	年1%	3 果樹等の植栽又は育成に要する資金	5年	年1%	4 牛、豚の購入又は育成に要する資金	2年	年2%																				
農業近代化資金の種類	利子補給 期 間	利 子 補 給 率																																
2 原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、農産用機具又は運搬用器具の取得に要する資金	3年	年1%																																
3 果樹等の植栽又は育成に要する資金	5年	年1%																																
4 牛、豚の購入又は育成に要する資金	2年	年2%																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>農業振興資金の種類</th> <th>利子補給 期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農地等の取得又は造成に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>2 農業用の構築物、機械又は機具の取得に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 農業経営に要する資金</td> <td>家畜又は家きんの購入又は育成に要する資金</td> <td>4年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>特用作物の植栽又は育成に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>経営の維持又は安定に要する資金</td> <td>3年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>局地天災による被害農家の経営の維持又は安定に要する資金</td> <td>3年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>4 観光農業又は内水面漁業の経営に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>5 鶏病により被害を受けた農業者の経営に要する資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>6 その他知事が必要と認める資金</td> <td>5年</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	農業振興資金の種類	利子補給 期 間	利 子 補 給 率	1 農地等の取得又は造成に要する資金	5年	年1.5%	2 農業用の構築物、機械又は機具の取得に要する資金	5年	年1.5%	3 農業経営に要する資金	家畜又は家きんの購入又は育成に要する資金	4年	年1.5%	特用作物の植栽又は育成に要する資金	5年	年1.5%	経営の維持又は安定に要する資金	3年	年1.5%	局地天災による被害農家の経営の維持又は安定に要する資金	3年	年1.5%	4 観光農業又は内水面漁業の経営に要する資金	5年	年1.5%	5 鶏病により被害を受けた農業者の経営に要する資金	5年	年1.5%	6 その他知事が必要と認める資金	5年	年1.5%	
農業振興資金の種類	利子補給 期 間	利 子 補 給 率																																
1 農地等の取得又は造成に要する資金	5年	年1.5%																																
2 農業用の構築物、機械又は機具の取得に要する資金	5年	年1.5%																																
3 農業経営に要する資金	家畜又は家きんの購入又は育成に要する資金	4年	年1.5%																															
	特用作物の植栽又は育成に要する資金	5年	年1.5%																															
	経営の維持又は安定に要する資金	3年	年1.5%																															
	局地天災による被害農家の経営の維持又は安定に要する資金	3年	年1.5%																															
4 観光農業又は内水面漁業の経営に要する資金	5年	年1.5%																																
5 鶏病により被害を受けた農業者の経営に要する資金	5年	年1.5%																																
6 その他知事が必要と認める資金	5年	年1.5%																																

現		況		
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町		
畜産関係事業		町共催畜産共進会		
		名 称	JAみのり黒田庄和牛畜産共進会	
畜産共進会、共励会		日 時	9月中旬	
		場 所	黒田庄町ライスセンター	
		負担金	10万円	
		褒 賞	最優秀賞1点、優秀賞2点、優良賞7点	
		町支援畜産共励会		
		名 称	場 所	日 時
		JAみのり牛枝肉共励会	加古川、神戸各1回	9月
		黒田庄和牛枝肉共励会	神戸	11月
		黒田庄和牛婦人部枝肉共励会	加古川	11月
		黒田庄和牛若人会枝肉共励会	加古川	12月
		その他の共進会		
		名 称	近畿東海北陸連合肉牛共進会	
		日 時	11月中旬	
		場 所	京都市と神戸市で交代で開催	
		褒 賞	出品褒賞費として1頭1万円	
		名 称	兵庫県畜産共進会	
		日 時	10月中旬～下旬	
		場 所	兵庫県内	
		褒 賞	出品褒賞費として1頭5千円	
		名 称	全国但馬牛枝肉共進会	
		日 時	2～3年に1回	
		場 所	神戸市	
		褒 賞	出品褒賞費として1頭1万円	

		現		況		
項 目		西 脇 市		黒 田 庄 町		
林業関係事業						
ア 森林整備計画	根 拠 法 令	森林法第10条の5		根 拠 法 令	同 左	
	概 要	市町森林整備計画は、市町村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。		概 要	同 左	
	内 容	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項 立竹木の伐採に関する事項 造林に関する事項 間伐に関する事項 森林の公益的な機能別の森林整備に関する事項 森林の保健機能の増進に関する事項 森林施行の共同化の促進に関する事項 林業従事者の養成、確保に関する事項 施行合理化のための機械導入の促進に関する事項 作業路網その他森林の整備（施設整備）に関する事項 林産物の利用促進のための施設整備に関する事項 その他		内 容	同 左	
	策 定 年 度	平成14年度		策 定 年 度	同 左	
	目 標 年 度	平成23年度		目 標 年 度	同 左	
森 林 面 積	6,831ha		森 林 面 積	2,565ha		
イ 治山事業分担金 (県単独補助治山事業)	事業の概要	人家等に隣接する山地の崩壊による被害の復旧及び災害を未然に防ぐ。		事業の概要	同 左	
	事業費の負担割合	県	3分の2	事業費の負担割合	県	3分の2
		市	3分の1		町	3分の1
		受益者	市負担の5分の1		受益者	-

項 目	現 況			現 況		
	西 脇 市			黒 田 庄 町		
土地改良事業 施設概要 (平成16年3月31日)	農 道			農 道		
	総 延 長	舗 装 総 延 長	舗 装 率	総 延 長	舗 装 総 延 長	舗 装 率
	63,052m	6,200m	9.8%	- m	m	%
	ため池			ため池		
			個 数			個 数
	条 例 た め 池	A	55	条 例 た め 池	A	14
	"	B	21	"	B	11
	"	C	20	"	C	11
	条 例 外 た め 池		51	条 例 外 た め 池		0
	計		147	計		36
条例ため池 A：かんがい面積5.0ha以上 B：かんがい面積1.0ha以上、5.0ha未満 C：かんがい面積0.5ha以上、1.0ha未満 条例外ため池 かんがい面積0.5ha未満						
ほ場整備実施状況			ほ場整備実施状況			
農 地 面 積		725ha	農 地 面 積		418ha	
農業振興地域農用地区域内の農地面積 A		578ha	農業振興地域農用地区域内の農地面積 A		330ha	
整 備 済	面 積 B	525ha	整 備 済	面 積 B	312ha	
	整 備 済 率	90.8%		整 備 済 率	94.5%	
施 工 中	面 積 C	0ha	施 工 中	面 積 C	0ha	
実 施 率 B + C / A		90.8%	実 施 率 B + C / A		94.5%	



項 目		現 況			黒 田 庄 町					
		西 脇 市								
ア	国・県補助事業	市	事業区分	分担金の率 %	摘 要	町	事業区分	分担金の率 %	摘 要	
			農用地整備事業	20			農用地整備事業	0~50		
		かんがい排水事業	20		かんがい排水事業	0~50				
		農道整備事業	20		農道整備事業	0~50				
		ため池等整備事業	20		ため池等整備事業	0~10				
		営 事	農業集落排水事業	建設事業費	1.6	非補助事業（補助事業と一体的整備を行うものに限る。）に係る事業費の分担金の率も同率とする。	農業集落排水事業	建設事業費		非補助事業（補助事業と一体的整備を行うものに限る。）に係る事業費の分担金の率も同率とする。
				維持管理事業費	3.4			維持管理事業費		
				計	5.0			計		
		業	災害復旧事業	農業用施設	20	分担金の率を乗ずる額は、事業費からその国庫補助額を差し引いた補助残額とする。	災害復旧事業	農業用施設	0	分担金の率を乗ずる額は、事業費からその国庫補助額を差し引いた補助残額とする。
				農地	20			農地	50	
		その他		市長が別に定める。		その他	町長が別に定める。			
		県 営 事 業	中山間地域総合整備事業（農業生産基盤）	5		経営体育成整備事業（農業生産基盤）	10			
			ため池等整備事業	7		ため池等整備事業	工事費 事務費	7 11		

		現			況	
項 目		西 脇 市			黒 田 庄 町	
分 担 金	市町単独事業	事業区分		分担金の率	摘 要	
		かんがい 排水事業	第1種	50 %	用排兼用水路 頭首工	
			第2種	70	用水路	
		農道整備事業	第1種	50	一定要件農道及び生活 道路的な農道	
			第2種	70	その他の農道	
		ため池等 整備事業	建設事業	50		
			安全対策	50	保険加入、看板設置	
				20	転落防止柵	
		農業集落排水事業		50	新規加入に伴う污水本 管の増設	
		災害復旧事業		40		
補助事業関連附帯事業		20	補助事業と関連して実 施することにより明ら かに事業効果が期待で きる付帯的な事業			
その他		市長が別に 定める。				
イ 補 助 金	市町単独補助事業			事業種目		補助率
				町単独補助事業		出来高事業費の70%
				事業費10万円未満は除く。 町単独補助事業は、地元施行による。		

## 関係法令

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

（農業振興地域整備基本方針の作成）

第4条 都道府県知事は、基本方針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備方針を定めるものとする。

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域にあたる市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第58号）

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第6条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

農業経営基盤の強化の促進に関する目標

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標

農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における賃借の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

移転される所有権の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。第18条第2項第5号において同じ。）の方法

ロ 前条第2項第4号のロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ニ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ヘ その他農林水産省令で定める事項

3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行うものに限る。）又は民法第34条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。

4 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第3項に規定する計画と調和が保たれたものでなければならない。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（多面的機能の発揮）

第3条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

（農業の持続的な発展）

第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（地方公共団体の責務）

第8条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

森林法（昭和26年法律第249号）

（市町村森林整備計画）

第10条の5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林計画については当該地域森林計画の計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（森林の整備の推進）

第12条 国は、森林の適正な整備を推進するため、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進、これらの森林の施行を効率的に行うための林道の整備、優良種苗の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施行の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）

（目的及び原則）

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資産の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

（都道府県営土地改良事業の分担金等）

第91条 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金を徴収することができる。

2 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

3 前項の市町村は、政令に定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。

先進事例

市町村名	調整の方針
加東市 (予定)	= 農業関係事業 = 1 農業振興地域整備計画及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、合併後速やかに策定する。 2 合併時の認定農業者は、新市の認定農業者とする。また、認定基準については合併時に統一する。 3 農業振興に係る町単独補助事業は、合併時に再編し、新市全域に実施する。 4 生産調整（転作）は、合併時に調整する。 5 利子補給制度は、合併時に再編実施する。 6 農業イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 = 林業関係 = 1 環境緑化推進事業（町単独補助）は、合併時に再編し、新市全域に実施する。また、公共施設等の緑化推進事業は、新市に緑化推進委員会を設置し調整する。 2 森林整備計画は、合併後速やかに策定する。 3 森林巡視員は、合併後新市に設置する。 = 土地改良関係事業 = 1 町単独農地農業用施設災害復旧事業は、合併時に廃止する。 2 町単独土地改良事業は、合併時に事業区分及び補助率を統一する。 3 団体営土地改良事業の受益者負担率は、合併時に県営事業の負担率と同じに統一する。ただし、農道整備事業及び災害復旧事業並びに調査設計事業については、別途定める。 4 元利補給金交付事業は、合併時に廃止する。ただし、償還中の事業については終了時まで助成を継続する。

養父市

農林水産関係事業の取扱いについて（その１）

各事業に係る分担金については、新たな制度を設ける。ただし継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

災害復旧事業については、八鹿町・関宮町の例により新たな制度を設ける。

農林水産関係事業の取扱いについて（その２）

1 農業近代化資金貸付利子補給制度については、新たな制度を設ける。

2 畜産振興事業については

・家畜防疫事業補助制度は、八鹿町及び関宮町の例による。

・肉用牛導入事業補助については、養父町・大屋町の例により、補助額は1頭200千円を限度とし、頭数については30頭以内とする新たな制度を設ける。

・畜産関係市町単独利子補給制度については、現行の制度は廃止し、畜産環境保全の推進を目的とする総合的な制度を設ける。

・畜産奨励事業については、関係団体と協議の上、合併時に新たな制度を設ける。

3 生産調整実施方法については、新制度により合併までに実施方法を調整し、新市へ引き継ぐ。

・生産調整に対する、町単独助成制度については、合併時に廃止する。

4 農会長組織については、「農会長」は「農業共済委員」を兼ね、農家のない行政区には、農業共済推進員を置く方向で調整し新市に引き継ぐ。

・農会長手当等は、統一した基準により支給する方向で、新市において調整する。

5 特産物振興等に関する助成事業については、従来の経緯と地域特性を踏まえて調整し合併時に新たな制度を設ける。

6 有害鳥獣駆除については

・有害鳥獣防除施設に関する補助制度については、新たな制度を設ける。

・有害鳥獣捕獲用具である固定式の捕獲檻については、合併時までに各地区へ払い下げる方向で調整する。

・猟友会補助については、補助基準を統一し新たな制度を設ける。

・猟友会の組織については、統合に向けて検討が進められるよう調整する。

7 生産森林組合育成補助金は、助成基準を統一し新たな制度を設ける。

各種事業（社会教育事業）の取扱いについて

各種事業（社会教育事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年8月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（社会教育事業）の取扱い

子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。  
ただし、運営等については、新市において再編する。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、現行のまま  
新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編  
する。

高齢者学級については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、  
運営等については、新市において再編する。

各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。た  
だし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。

のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の  
例により統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	教育部会
協定項目	22-20 各種事業(社会教育事業)の取扱い	関係項目	家庭教育、その他児童福祉、学習活動、社会体育の普及及び振興、その他社会体育、のじぎく兵庫国体
調整内容	<p>子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p> <p>放課後児童健全育成事業(学童保育)については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p> <p>高齢者学級については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p> <p>各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。</p> <p>のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p>		

項目	現況		具体的調整方針
	西脇市	黒田庄町	
子育て学習センター	<p><b>【目的】</b> 地域の子育て支援の中核施設として、21世紀を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長と「生きる力」を育む。また、子育て学習センターに集うグループや団体を育成し、相互の連携を図るとともに、子育て支援の環境整備を図る。</p> <p><b>【指導者】</b> 両親教育インストラクター 1名(常勤:嘱託職員)</p> <p><b>【開館日時】</b> 火曜日から日曜日まで 午前9時から午後5時</p> <p><b>【設置場所】</b> 総合市民センター内</p>	<p><b>【目的】</b> 核家族化、少子化などによる子育ての不安や悩みに対応するとともに、子育てグループの育成などを通じ、家庭や地域の教育力を高める。</p> <p><b>【指導者】</b> 両親教育インストラクター 1名(常勤:嘱託職員) 両親教育インストラクター補助員 1名(常勤:臨時職員)</p> <p><b>【開館日時】</b> 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時</p> <p><b>【設置場所】</b> 福祉センター内</p>	<p>子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p>



項 目	現 況		具体的調整方針										
	西 脇 市	黒 田 庄 町											
	<p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て相談（随時）</li> <li>学習会等</li> <li>・七夕夕涼み会</li> <li>・クリスマス会</li> <li>・伝承あそび</li> <li>・わくわく探検隊</li> <li>・親子体操</li> <li>・子育て学習会等</li> </ul> <p>子育てグループ活動とグループ育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主サークル活動（6グループ）</li> <li>・親子ふれあい教室（1～5歳児の親子対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>募集グループ（1年目、4グループ） 60組</li> <li>自主グループ（2年目、3グループ） 44組</li> </ul> </li> <li>・なかよし広場（0歳児の親子対象）</li> </ul> <p>情報提供 『あいあいだより』の発行（年6回）</p>	<p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て相談（随時）</li> <li>学習会等</li> <li>・あそびの広場</li> <li>・遊びの教室</li> <li>・交流あそびの教室</li> <li>・巡回あそびの教室</li> <li>・ちいさななかまたち</li> <li>・みんななかよし</li> <li>・子育てセミナー「おやかぜ」</li> </ul> <p>子育てグループ活動とグループ育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主サークル活動（8グループ）</li> </ul> <p>情報提供 『くろっ子ランド』の発行（毎月） 子育て支援ネットワーク 交流会、学習会、子育て支援関係者学習会、委員会の開催</p>											
放課後児童健全育成事業（学童保育）	<p>【対象】</p> <p>小学校1年生から3年生（幼稚園児については市内の2幼稚園で預かり保育を実施している。）</p> <p>【設置状況】</p> <table border="0"> <tr> <td>西脇小学校</td> <td>なかよしクラブ</td> </tr> <tr> <td>重春小学校</td> <td>ともだちクラブ</td> </tr> <tr> <td>日野小学校</td> <td>たんぼぼクラブ</td> </tr> </table>	西脇小学校	なかよしクラブ	重春小学校	ともだちクラブ	日野小学校	たんぼぼクラブ	<p>【対象】</p> <p>幼稚園児及び小学校1年生から3年生</p> <p>【設置状況】</p> <table border="0"> <tr> <td>楠丘小学校</td> <td>くすっ子クラブ</td> </tr> <tr> <td>桜丘小学校</td> <td>さくらっ子クラブ</td> </tr> </table>	楠丘小学校	くすっ子クラブ	桜丘小学校	さくらっ子クラブ	放課後児童健全育成事業（学童保育）については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。
西脇小学校	なかよしクラブ												
重春小学校	ともだちクラブ												
日野小学校	たんぼぼクラブ												
楠丘小学校	くすっ子クラブ												
桜丘小学校	さくらっ子クラブ												

現		況		具体的調整方針																																		
項	目	西	脇		市	黒	田	庄	町																													
		<p>【定員】 おおむね20人</p> <p>【実施日時】 月曜日から金曜日まで 授業の終了時間から午後5時30分まで 授業がない日は午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>【利用者負担】（月額） 児童1人につき 通常月 4,000円 夏季長期休業中 10,000円 春季長期休業中 3,000円 その他各クラブでおやつ代を徴収</p>		<p>【定員】 おおむね25人</p> <p>【実施日時】 月曜日から土曜日まで 保育・授業の終了時間から午後5時30分まで 授業がない日は午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>【利用者負担】（月額） 児童1人につき 通常月 5,000円 夏季長期休業中 10,000円 その他各クラブでおやつ代を徴収 園児1人につき 通常月 6,000円 夏季長期休業中 12,000円 その他各クラブでおやつ代を徴収</p>																																		
高齢者学級		<p>【目的】 生きがいのある充実した生活の基盤をかん養するとともに、高齢者同士、連帯の輪を拡げ、地域社会で指導的役割を果たす高齢者の育成を図る。</p> <p>【実施状況】 (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>学生数</th> <th>開講日</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寿学園1年</td> <td>50名</td> <td>第1金曜日</td> <td>総合市民センター</td> </tr> <tr> <td>寿学園2年</td> <td>44名</td> <td>第2金曜日</td> <td>総合市民センター</td> </tr> <tr> <td>寿学園研究科</td> <td>318名</td> <td>第3金曜日</td> <td>総合市民センター</td> </tr> <tr> <td>萩ヶ瀬学園</td> <td>98名</td> <td>第1火曜日</td> <td>総合福祉センター</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>510名</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	学生数	開講日	場所	寿学園1年	50名	第1金曜日	総合市民センター	寿学園2年	44名	第2金曜日	総合市民センター	寿学園研究科	318名	第3金曜日	総合市民センター	萩ヶ瀬学園	98名	第1火曜日	総合福祉センター	合計	510名			<p>【目的】 学園生相互の教養を高め、健康と福祉を増進し、生活の向上と親睦を図る。</p> <p>【実施状況】 (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>学生数</th> <th>開講日</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いきいき学園</td> <td>170名</td> <td>第2木曜日</td> <td>黒田庄町 中央公民館</td> </tr> </tbody> </table>		名称	学生数	開講日	場所	いきいき学園	170名	第2木曜日	黒田庄町 中央公民館	<p>高齢者学級については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。</p>
名称	学生数	開講日	場所																																			
寿学園1年	50名	第1金曜日	総合市民センター																																			
寿学園2年	44名	第2金曜日	総合市民センター																																			
寿学園研究科	318名	第3金曜日	総合市民センター																																			
萩ヶ瀬学園	98名	第1火曜日	総合福祉センター																																			
合計	510名																																					
名称	学生数	開講日	場所																																			
いきいき学園	170名	第2木曜日	黒田庄町 中央公民館																																			

現 況		具体的調整方針	
項 目	西 脇 市		黒 田 庄 町
	<p>【学習内容】            教養講座（人権、環境、健康、高齢者問題等）            専門講座（園芸・手芸・書道・パソコン・ちぎり絵・卓球・グランドゴルフ・俳句・民謡）            趣味講座（俳画・音楽・ダンス・パソコン・短歌・俳句・民謡・囲碁・盆栽・川柳・グランドゴルフ）            地域活動講座（6月から毎月1回、生活伝承、ボランティア活動等）            学外研修（年1回）            学園祭（10月）            学生文集の発行（年度末に発行）</p> <p>【定 員】            寿学園1年 70人            萩ヶ瀬学園 200人</p> <p>【開設時期】            4月から翌年3月</p> <p>【入学資格】            ・満60歳以上            ・萩ヶ瀬学園は市内在住者            ・寿学園は市内及び多可郡在住者</p> <p>【受講料】            2,000円/年</p> <p>【自治会費】            2,500円/年</p> <p>【負担金】            2,500円/年（寿学園研究科のみ）</p>	<p>【学習内容】            教養講座（人権、消費者問題、健康、高齢者問題等）            専門講座（書道・花木園芸・編物手芸・舞踊・詩吟・ダンス体操・コーラス）            グランドゴルフ（年10回）</p> <p>奉仕に関する事業            公民館周辺の草引き作業（年1回）            学外研修（年1回）            学園祭（3月）、町文化祭に出演・出展（11月）            学園文集の発行（年度末に発行）</p> <p>【定 員】            200人</p> <p>【開設時期】            5月から翌年3月</p> <p>【入学資格】            満60歳以上の町内在住者</p> <p>【受講料】            無 料</p> <p>【自治会費】            3,500円/年</p> <p>【負担金】            なし</p>	

項 目	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
各種スポーツ大会	<p>【市民体育大会】</p> <p>1 主催 西脇市体育協会、西脇市、西脇市教育委員会</p> <p>2 開催時期 加盟団体ごとに日程を設定 総合開会式は毎年10月の第1日曜日</p> <p>3 競技内容 加盟団体ごとに開催 (平成16年度は陸上競技、庭球、卓球、バレーボール、野球、柔道、剣道、ソフトボール、家庭バレーボール、空手、少林寺拳法、スポーツ少年団、バドミントン、硬式テニス、サッカー、水泳、スキー)</p> <p>4 参加費 加盟団体ごとに設定</p> <p>【「日本のへそ」西脇子午線マラソン大会】</p> <p>1 主催 西脇子午線マラソン大会実行委員会</p> <p>2 開催時期 毎年12月の第2日曜日</p> <p>3 競技内容 日本陸連公認・経緯度周辺コース 1部~23部 ハーフ、10km、5km、3km、1.5km</p> <p>4 参加費 一 般 3,000円 高校生 1,500円 中学生 1,000円 小学生・親子ペア 500円</p>	<p>【町民体育祭】</p> <p>1 主催 黒田庄町、町民体育祭実行委員会</p> <p>2 開催時期 5年毎の町制記念事業の一環として11月初旬に開催 (前回は平成12年11月に開催)</p> <p>3 競技内容 綱引き・紅白玉入れ・リレー競走等の競技及び仮装大会を地区対抗で実施</p> <p>4 参加費 なし</p> <p>【町内一周駅伝競走大会】</p> <p>1 主催 黒田庄町体育協会</p> <p>2 開催時期 毎年11月</p> <p>3 競技内容 町内14地区対抗 町内の一般道路を使った駅伝競走大会(全8区間)</p> <p>4 参加費 なし</p>	各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。

現		況	具体的調整方針	
項	目	西 脇 市		黒 田 庄 町
		<p>【東播磨地区高校駅伝競走大会】</p> <p>1 主催 兵庫県高等学校体育連盟東播支部・兵庫陸上競技協会</p> <p>2 開催時期 毎年10月</p> <p>3 競技内容 西脇市総合市民センター発着杉原川上流折り返しコース 男子 7区間42.195km 女子 5区間21.0975km</p>	<p>【その他のスポーツ大会（黒田庄町体育協会主催）】</p> <p>1 ファミリー駅伝競走大会</p> <p>2 元旦走ろう会</p> <p>3 球技大会（野球・ソフトボール・家庭バレーボール・卓球）</p>	
のじぎく兵庫 国体推進事業	<p>【目 的】 平成18年のじぎく兵庫国体において西脇市で開催する「ソフトボール競技（少年女子）」及び「スポーツ芸術」の成功に向けて、諸準備及び啓発活動を展開する。</p> <p>【正式種目】 ソフトボール競技（少年女子）</p> <p>【公開競技】 スポーツ芸術</p> <p>【デモンストレーションとしてのスポーツ行事】 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>スポーツ芸術とは 多彩な芸術作品の展示や、演劇の上演など、国体開催に合わせて行われるもの。県民に楽しんでいただくとともに、芸術活動を通じて国体に参加し、兵庫県の姿を全国に紹介するために開催される。</p> </div>	<p>【目 的】 平成18年のじぎく兵庫国体において黒田庄町で開催するデモンストレーションスポーツとしての「少年少女スポーツ ゲートボール」の成功に向けて、諸準備及び啓発活動を展開する。</p> <p>【正式種目】 該当なし</p> <p>【公開競技】 該当なし</p> <p>【デモンストレーションとしてのスポーツ行事】 少年少女スポーツ ゲートボール</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>デモンストレーションとしてのスポーツ行事とは グラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンクなど、ニュースポーツを中心に、県民誰もが参加できるように国体開催期間中に実施される。</p> </div>	<p>のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p>	

項 目	現	況	具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
	<p><b>【事業内容】</b>            平成15年度 のじぎく兵庫国体西脇市実行委員会設立            平成16年度 大会開催に向けての準備            平成17年度 リハーサル大会(8月)の開催            平成18年度 スポーツ芸術の開催            大会の開催(10/1~10/4)</p> <p><b>【実行委員会の組織】</b>            会長 1名            副会長 5名            常任委員 31名            監事 2名            委員 189名 (計 228名)</p> <p><b>【会 場】</b>            野村公園、あかねが丘グラウンド</p>	<p><b>【事業内容】</b>            平成16年度 実行委員会設立(予定)            平成17年度 大会開催に向けての準備            平成18年度 大会の開催(9/30予定)</p> <p><b>【実行委員会】</b>            平成16年7月より準備委員会(8名)で素案協議            平成16年度中に実行委員会を設立予定</p> <p><b>【会 場】</b>            総合運動公園(仮称、建設中)</p>	

## 関係法令

社会教育法（昭和24年法律第207号）

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

社会教育に必要な援助を行うこと。

社会教育委員の委嘱に関すること。

公民館の設置及び管理に関すること。

所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。

所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。

視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

情報の交換及び調査研究に関すること。

その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

先進事例

関係市町	調 整 内 容
養父市	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国体推進事業については、現行のまま新市へ引き継ぎ、合併後、新市実行委員会等の推進体制を確立する。</li> <li>・子育て学習センター等については、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> </ul>
丹波市 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て事業の地域性に考慮し、旧町ごとに子育て学習センターを設置する。</li> </ul>
亀山市 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、関町の地区分館については、合併後速やかにコミュニティ活動として推進できるよう調整する。</li> </ul>
加東市 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館事業については、受講料等に不均衡が生じないよう合併時に調整して実施する。活動発表は、公民館まつりとして実施する。</li> <li>・社会体育事業については、合併時に同種又は同時期に実施している事業は関係団体と調整し統合又は再編して実施する。ただし、町民体育祭は、現行のとおりとす。</li> </ul>
朝来市 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> </ul>
中町 加美町 八千代町 (予定)	<p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4. 子育て学習センター施設については、新町に引き継ぐ。運営については、合併後に再編する。</li> <li>8. 各種公民館講座については、合併時に再編する。</li> <li>11. 各種スポーツ大会については、合併後に再編する。</li> <li>10. 国体推進事業については、新町に引き継ぐ。ただし、実行委員会については、合併後に再編する。</li> </ul>



# 事前提案事項

協議第6号の2	合併の期日について（再）	P 1 ~ P 8
協議第50号の2	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続）	P 9 ~ P 14
協議第17号の2	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続）	P 15 ~ P 21
協議第19号の2	特別職の身分の取扱いについて（継続）	P 22 ~ P 26
協議第54号	新市建設計画について	P 27

協議第6号の2

合併の期日について(再協議)

合併の期日については、次のとおりとする。

平成15年11月14日

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

合併の期日
【変更前】 合併の期日は、平成17年3月末日までとする。
【変更後】 合併の期日は、平成17年10月1日とする。
平成15年12月19日確認 平成16年 月 日(再協議)確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	幹事会
協定項目	2 合併の期日	関係項目		
調整内容	合併の期日は、平成17年10月1日とする。 (平成17年9月30日をもって、閉市・閉町する。)			

変更理由及び検討事項等

- 合併の期日を平成17年3月末日までとした理由  
合併特例法が平成17年3月末日までの時限立法であることから、合併特例債等様々な財政支援措置を受けるため、適用期限内に合併する必要があった。
- 現状における平成17年3月末日までに合併する場合の日程  
合併までに必要な手続

(表1)

項目	日程
協定項目審議終了	平成16年 8月
合併協定書調印	平成16年 9月
両市町合併関連議案議決	平成16年10月上旬
県知事への廃置分合申請	平成16年10月上旬
総務大臣協議・回答	平成16年10月中旬
県議会議決	平成16年12月
県知事による合併の決定及び届出	平成17年 1月
総務大臣告示	平成17年 1月
県条例等改正議決及び規程整備	平成17年 3月
合併期日	平成17年 3月

(新市まちづくり計画関係協議の流れ)

(表2)

項目	備考	期間
新市まちづくり計画(案)の作成	小委員会(現在)	
計画素案に係る県知事との事前協議	協議会事前提案	約2か月
新市まちづくり計画(案)の修正		
新市まちづくり計画(案)の決定	協議会の確認	
計画(案)に係る県知事との正式協議		約1か月
県知事からの回答		
新市まちづくり計画の決定	合併協定書調印	
総務大臣及び県知事に送付		
総務大臣が国の関係機関の長に送付		

平成17年3月末日の合併を法的な手続期間を踏まえて検討すると、合併協定書の調印を平成16年9月、県議会議決を平成16年12月に得なければならない(表1参照)が、今後、新市まちづくり計画について県との事前協議等(表2参照)を要し、最短の期間で県との協議が進んだとしても、合併協定書の調印時期は11月以降になることが予測され、日程的に不可能である。

### 3 合併期日の再検討

現状から考えられる最短のスケジュール

項 目	日 程
協 定 項 目 審 議 終 了	平成16年10月
合 併 協 定 書 調 印	平成16年11月下旬
両市町合併関連議案議決	平成16年12月
県知事への廃置分合申請	平成16年12月下旬
総務大臣協議・回答	平成17年 1月中旬
県 議 会 議 決	平成17年 3月
県知事による合併の決定及び届出	平成17年 3月
総 務 大 臣 告 示	平成17年 4月
県条例等改正議決及び規程整備	平成17年 6月
合 併 期 日	平成17年 7月

県議会の開催月の関係もあり、平成17年7月1日以降に合併の期日を変更せざるを得ない。

### 4 合併の期日の検討に関するポイント

合併期日の検討に関する基本的事項

住民との意見交換及び合意形成に要する期間

新市発足時の事務処理を円滑に行うための調整・準備期間

新市発足までに必要な法的な手続期間

旧市町の平成16年度決算の認定や平成18年度の予算編成に要する期間

合併の期日延長に伴う財政負担

具体的期日の検討に関する事項

具体的な期日の設定にあたっては以下の理由により「月の初日であり、かつ、休日又は休日後日」を設定することが望ましい。

ア 合併に伴う各制度の切り替え、とりわけ住民生活に直結した制度の切り替え時の混乱を考慮すると、月の途中での合併は避けるべきであること。

イ 予算、決算、合併前の市町事務及び契約等の日割り計算等、新市への事務引継ぎを考慮した場合、月途中の合併は避けるべきであること。

ウ 区切りのよさ、住民の認識、対外的な周知等を考慮すれば月の初日が望ましいこと。

エ 庁舎移転作業を行う必要があるため、合併当日又は前日が休日であることが望ましい。

## 5 合併の期日を10月1日(土)とする理由

### 具体的検討項目

議会定例会の開催時期と選挙の時期が重なった場合、議会運営に支障を来すため、議会定例会の翌月が望ましいと判断した。また、4年後の選挙期日についても考慮した。

両市町での決算認定が可能な時期について考慮した。

両市町の議会における合併関連議案の議決から新市発足までの合併準備期間については、以下のような業務があるため、必要期間について考慮した。

庁舎移転調整

組織・体制調整

条例・規則等調整

予算・決算等調整

事務事業帳簿等準備及び移転調整

各種式典調整(閉庁・開庁等)

施設名等変更調整

他の1市1町の合併協議についても、協議会等設置から新市発足までに22~30か月を要していること及び現在の事務調整等の進捗状況から検討して、合併まで標準期間である概ね22か月程度の期間は必要であると判断した。

以上のことから、平成17年10月1日(土)の合併は、事務調整及び合併準備に必要な期間を確保することができるため、住民サービスへの影響を最小限にし、かつ、合併の期日設定に関する検討事項についても条件を満たす期日であり、最も望ましい期日であると結論付けることができる。

先進事例

1. 協議会設立から新市発足までの事例（1市1町合併）

	光市 (予定)	砺波市 (予定)	臼杵市 (予定)	亀山市 (予定)
関係市町	山口県光市、 熊毛郡大和町	富山県砺波市、 東砺波郡庄川町	大分県臼杵市、 大野郡野津町	三重県亀山市、 鈴鹿郡関町
新市人口	54,680	48,092	45,486	46,606
任意協議会設立日	H14.12	H14.12.26	H14.7.1	H14.11.25
法定協議会設立日	H15.3.10	H15.4.1	H15.3.1	H15.4.1
調印日	H16.4.12	H16.4.2	H16.1.27	H16.4.20
市町議会議決	H16.4.21	H16.4.2	H16.1.30	H16.4.27
合併申請	H16.4.22	H16.4.20	H16.3.29	H16.4.28
県議会議決	H16.6.25	H16.6.18	H16.6.22	H16.6.23
総務大臣告示	H16.7.22	H16.7.1	H16.7.26	H16.7.16
新市発足日	H16.10.4	H16.11.1	H17.1.1	H17.1.11
合併までの総期間	22か月	23か月	30か月	26か月

市町議会の議決日は、合併関係市町のうち最も遅い議決日を記載

**関係法令**

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

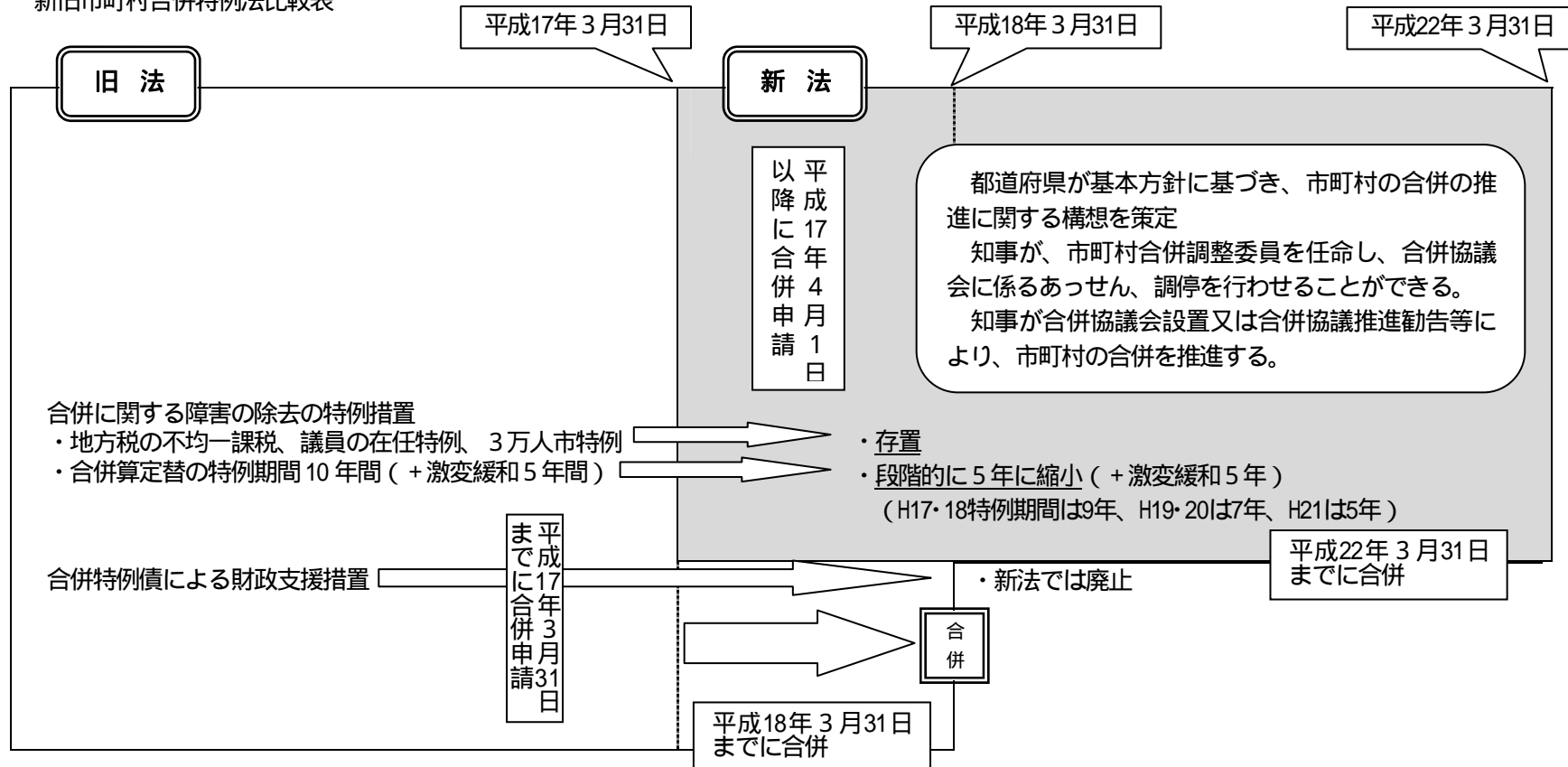
附則

(失効)

第2条 この法律(附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。次項において同じ。)は、平成17年3月31日に限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村合併については、この法律(第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規程を除く。)は、同日後もなおその効力を有する。ただし平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りではない。

新旧市町村合併特例法比較表



地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

～ 以下略 ～

（設置選挙）

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員、及び長についてそれぞれ選挙の期日を定めてこれを告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。



参考

西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュール(案)

時期・主な予定  主な内容	平成15年度				平成16年度								平成17年度													
	平成15年		平成16年										平成17年													
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
	・合併協議会設置	・県支援本部との連絡調整開始										・協定項目確認終了	・合併協定書調印	・県知事に廃置分合申請 ・両市町議会合併関連議案議決	・総務大臣協議・回答			・県議会での議決	・県知事の決定及び総務大臣へ合併届出		・合併協議会廃止の議決 ・県条例等改正議決及び規程整備			・合併協議会廃止 ・市長職務執行者の選任	・新市発足	
事務事業一元化	事務事業一元化の調整														事務実施マニュアルの検討・調整		原案	確定								
新市まちづくり計画		新市まちづくり計画素案作成										事前協議等	試議													
例規調整	例規基本調整				例規原案作成・審査(1次・2次)								最終原案確認		議会確認	仮例規作成		専決 処分								
庁舎移転関係																	移転検討	レイアウト等調整	移転 準備	移転 作業						
組織・体制調整																	組織・体制等調整及び内示等									
事務事業帳簿等準備 及び移転調整													現状 把握	内容調整	移転内容調整	移転準備・移転										
閉庁・開庁調整																	実施内容調整	準備作業	閉・開庁式							
施設名等変更調整														必要箇所検討報告	集約	入札・作成及び国・県との調整						変更 作業				
広報・PR												住民 説明会					新市発足に向けての広報・PR									

協議第50号の2

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月29日

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会の議員の定数については、22人とする。

両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目	<table border="1"> <tr> <td>専門部会名</td> <td>幹事会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議員の任期及び定数</td> </tr> </table>	専門部会名	幹事会	議員の任期及び定数	
専門部会名	幹事会						
議員の任期及び定数							
調整内容	<p>新市の議会の議員の定数については、22人とする。</p> <p>両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p>						

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区ごとの上限数の範囲で条例で定める。  地方自治法第91条第2項 人口5万未満の市 26人	設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で、条例で定めることができる。  地方自治法第91条第2項 人口5万未満の市 26人 2倍を超えない範囲 26人×2=52人以内	市町村合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定に関わらず、当該数をもって合併市町村の議会の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。 32人
4 設置選挙	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙は行わない

議員定数現況

		西脇市	黒田庄町
議員定数	法定	26人	18人
	条例	20人	12人
任期		平成16年 4月30日～ 平成20年 4月29日	平成16年 7月15日～ 平成20年 7月14日

	三木市	小野市	加西市
人口	76,682人	49,432人	51,104人
条例定数	23人	20人	20人

先進事例

新市町村名	合併の期日	合併の方式	特例の適用			合併協定書記載内容
			有無	特例の種別	在任特例の場合の期間	
篠山市	平成11年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後1年1月間	4町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後1年1月間引き続き新市の議会の議員として在任する。
西東京市	平成13年1月21日	新設合併	有	在任特例	合併後2年間	2市町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
さぬき市	平成14年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後1年2月間	5町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後1年2月間引き続き新市の議会の議員として在任する。
静岡市	平成15年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後2年間	両市の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
養父市	平成16年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後7月間	1 任期については、在任特例を適用し、平成16年10月31日まで引き続き新市の議員として在任する。 2 在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙においては、1選挙区とし議員の定数は22名とする。 3 議員報酬については、在任期間中は、旧町の歳費を基本として所定の手続を経て調整する。在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については新市において定める。
京丹後市	平成16年4月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人と定め、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。報酬については、合併時に調整する。
丹波市 (予定)	平成16年11月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。
伊賀市 (予定)	平成16年11月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例を適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を34人と定め、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市発足後速やかに選挙を実施する。

## 関係法令

### 地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

人口2千未満の町村	12人
人口2千以上5千未満の町村	14人
人口5千以上1万未満の町村	18人
人口1万以上2万未満の町村	22人
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
人口5万以上10万未満の市	30人
人口10万以上20万未満の市	34人
人口20万以上30万未満の市	38人
人口30万以上50万未満の市	46人
人口50万以上90万未満の市	56人
人口90万以上の市	人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあつては、96人)

(任期)

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

### 公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 略

2 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

表1

合併後、最初に行われる選挙により選出される議員の任期相当期間(通常4年間)に限る。

新市例(人口は平成12年国勢調査)

西脇市 人口 37,768人 法定定数 26人	+	黒田庄町 人口 7,950人 法定定数 18人	=	新市 人口 45,718人 法定定数 26人×2=52人以内
-------------------------------------	---	-------------------------------------	---	--

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

表2

合併後2年以内の期間に限り、合併時点の議員が在任する。

西脇市 人口 37,768人 法定定数 26人 条例定数 20人	+	黒田庄町 人口 7,950人 法定定数 18人 条例定数 12人	=	新市 人口 45,718人 法定定数 26人 在任特例定数 32人
--	---	--	---	---

## 議会議員報酬シミュレーション

合併特例法第7条第1項第1号(在任特例)を適用した場合の議員報酬(共済負担金を含む。)

(単位 円)

市町名	議員数(人)	議員報酬年額 (共済負担金含む。)	在任特例を適用した場合の報酬(4月1日から7か月間分)	
			現在の報酬適用	西脇市の報酬適用
西脇市	20人	143,535,580	80,748,100	80,748,100
黒田庄町	12人	43,617,450	24,268,900	48,976,100
合計	32人	187,153,030	105,017,000	129,724,200

西脇市の報酬を適用した場合の定数別報酬年額(共済負担金を含む。)

(単位 円)

議員定数(人)	議員報酬年額 (共済負担金含む)
26人	188,491,200
24人	174,175,600
22人	159,860,000
20人	145,544,400
18人	131,228,800

現在の報酬月額

(単位 円)

	西脇市	黒田庄町
議長	490,000	290,000
副議長	430,000	220,000
議員	390,000	190,000
期末手当	4.40か月	4.35か月

協議第17号の2

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて  
(継続協議)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。

両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から1年以内の選挙を行う日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

【追加】

在任特例期間中の選挙による委員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。

平成16年2月19日 確認  
平成16年 月 日 確認



西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	専門部会名	産業・建設部会
			農業委員会	
調 整 内 容	<p>新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。</p> <p>両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から1年以内の選挙を行う日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>在任特例期間中の選挙による委員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p>			

区 分		選 挙 に よ る 委 員 の 取 扱 い				選任による委員の取扱い	
		選任方法	定 数	任 期	関係法令等		
合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く。		原則1	新たに選任する。	政令に定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する。
		特例1	引き続き在任 ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により80人を超えず10人を下らない数（注）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項、合併特例法第8条第1項、第2項	新たに選任する。
合併市町村の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合（新市町村の区域が24,000haを超える又は農地面積が7,000haを超える場合）	(2-1)従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	原則2	各委員会ごとに新たに選挙する。	政令に定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第2項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する。
		特例2	引き続き在任 ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により80人を超えず10人を下らない数（注）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項、合併特例法第8条第3項	新たに選任する。
	(2-2)従前の市町村に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合	特例3	従前の委員会はそれぞれ新市の委員会となって存続し、委員はそのまま在任する。	従前の定数	従前の任期	農委法第3条第2項、第34条第1項（新設合併の場合）	従前の選任による委員は、それぞれ新市の委員会の委員となって存続する。
<p>(注) 欠員を生じ、又は委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。 （合併特例法第8条第2項）</p>							

区 分		西 脇 市	黒 田 庄 町	合 計
委員定数	選挙による委員の定数	17人	14人	31人
	選任による委員数	農業協同組合推薦	1人	2人
		議 会 推 薦	5人	3人
	合 計	23人	18人	41人
任 期		平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	
区 域 面 積 (ha)		9,713	3,534	13,247
農 地 面 積 (ha)		827	418	1,245
報酬の額	会 長 (円)	月額 48,000	年額 120,000	西脇市の例により、新市発足までに調整する。
	副 会 長 (円)	月額 38,000	年額 100,000	
	委 員 (円)	月額 35,000	年額 90,000	
<p>区域面積：平成12年度国勢調査（平成12年10月1日現在）  農地面積：農業振興地域整備計画（平成15年 4月1日現在）  農家戸数：2000年農業センサスによる</p>				

先進事例

新市町村名	合併関係市町村	合併の期日	合併の方式	特例の適用	
				有無	特例適用の場合の任期
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年4月1日	新設合併	有	合併後1年間
西東京市	田無市、保谷市	平成13年1月21日	新設合併	有	合併後1年間
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成14年4月1日	新設合併	有	平成14年7月19日まで
静岡市	静岡市、清水市	平成15年4月1日	新設合併	有	合併後1年間
あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	平成15年4月1日	新設合併	無	
(参考)					
篠山市	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。				
西東京市	市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。				
さぬき市	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。				
静岡市	新市に1つの農業委員会を置き、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。				
あさぎり町	市町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20人とする。				

## 農業委員会の委員の任期及び定数の取扱いについて

新設合併の場合、関係市町村の農業委員会の委員はすべてその身分を失うことになるのが原則です。

これに対して、合併特例法には市町村の合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、新市町の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間、引き続き新市町の農業委員会の委員として在任することができるとされています。

なお、選任による委員については、特例措置がないので、合併後速やかに農業委員会等に関する法律に定める手続により委員を選出しなければならないことになっています。

原則として、農業委員会は1自治体につき1のものですが、市町村面積が24,000ヘクタール以上、又は農地面積が7,000ヘクタール以上のいずれかの要件をみたしたときは、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができます。（農業委員会等に関する法律第3条第2項）

農業委員会の委員については、選挙による委員、選任による委員をもって構成します。

1 選挙による委員（農業委員会等に関する法律第7条、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2）10人以上30人以下

2 選任による委員（農業委員会等に関する法律第12条）

農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事 各1人

当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

農業委員会の委員の任期については、選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算します。選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、その職を失います。

## 関係法令

### 農業委員会等に関する法律

#### （設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

（第6項省略）

#### （選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第30条の2第1項の経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各1人

当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るのは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

## 農業委員会等に関する法律施行令

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(一) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	20人以下
	(二) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

## 市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定めるものとする。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

協議第19号の2

特別職の身分の取扱いについて（継続協議）

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

特別職の身分の取扱い	
<p>市長、助役、収入役及び教育長 任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。</p> <p>議会議員及び農業委員会委員 報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。</p> <p>教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。</p> <p>その他特別職 その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。</p>	
平成16年2月19日	確認
平成16年 月 日	確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務・企画部会
協定項目	10 特別職の身分の取扱い	関係項目	特別職の職員の報酬及び費用弁償	
調整内容	<p>市長、助役、収入役及び教育長 任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 会議議員及び農業委員会委員 報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 その他特別職 その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。</p>			

項目	法定協議会設置以降	合併の日の前日	合併の期日	市長選挙期限 (合併の日から50日)	新市長による議会の招集
市長職務執行者	あらかじめ首長間で首長から選定		就任	新市長選出により失職	
市町長		失職 20日以内に市長職務執行者に引継ぎ		新市長誕生	
助役		失職 10日以内に市長職務執行者に引継ぎ			議会の同意を得て選任
収入役職務代理者			市長職務執行者が選任		新収入役選任により失職
収入役		失職 10日以内に収入役職務代理者に引継ぎ			議会の同意を得て選任
選挙管理委員 4人	委員の互選で4人決定	失職	暫定選挙管理委員会発足		議会で選挙
同補充員 4人		失職	新たに選任されるまで空席		議会で選挙
教育長		失職	臨時に選任された教育委員会の委員の互選		教育委員のうちから教育委員会が任命
教育委員 5人	現在の委員から5人決定	失職	市長職務執行者が教育委員会の委員から臨時に選任 任期は新議会の末日まで		議会の同意を得て選任
固定資産評価審査委員会委員 3人以上	現在の委員から3人以上決定	失職	市長職務執行者が従来の委員から選任（市長選までの任期） 任期は新委員が選任されるまで		議会の同意を得て選任
監査委員 3又は2人		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
公平委員会委員 3人		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
固定資産評価員		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
その他審議会等の委員		失職	新たに選任されるまで空席		選任等の手続



現				況				調 整 方 針
西 脇 市				黒 田 庄 町				
市長		月額	970,000円	町長		月額	720,000円	任期等は法令の定めるところによる。 給料の額は、西脇市の例により新市 発足までに調整する。
助役		月額	790,000円	助役		月額	600,000円	
収入役		月額	700,000円	収入役		月額	550,000円	
教育長		月額	700,000円	教育長		月額	550,000円	
議長		月額	490,000円	議長		月額	290,000円	報酬の額は、西脇市の例により新市 発足までに調整する。
副議長		月額	430,000円	副議長		月額	220,000円	
議員		月額	390,000円	議員		月額	190,000円	
教育委員会	委員長	月額	65,000円	教育委員会	委員長	年額	360,000円	委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例 により新市発足までに調整する。
"	委員	月額	55,000円	"	委員	年額	280,000円	
"	社会教育委員	日額	7,800円	"	社会教育委員	年額	8,000円	
"	公民館運営審議会委員	日額	7,800円	"	公民館運営審議会委員	年額	8,000円	
"	体育指導委員	年額	27,000円	"	体育指導委員	年額	20,000円	
"	学校給食センター運営委員会委員	日額	7,800円	"	学校給食共同調理所運営委員	年額	8,000円	
"	文化財審議会委員	日額	7,800円	"	文化財審議会委員	年額	8,000円	
監査委員	識見を有する者	月額	92,000円	監査委員	識見を有する者	年額	180,000円	
"	議会選出	月額	37,000円	"	議会選出	年額	120,000円	
選挙管理委員会委員	委員長	月額	39,000円	選挙管理委員会委員	委員長	年額	50,000円	
"	委員	月額	30,000円	"	委員	年額	40,000円	
"	臨時に補充した委員	日額	7,800円	"	臨時に補充した委員	日額	7,200円	
"	投票管理者	1選挙	13,200円	"	投票管理者	日額	12,700円	
"	開票管理者	1選挙	13,200円	"	開票管理者	日額	10,700円	
"	選挙長	1選挙	13,200円	"	選挙長	日額	10,700円	
"	投票・開票・選挙立会人	1選挙	12,600円	"	投票立会人	日額	10,800円	
				"	開票・選挙立会人	日額	8,900円	
公平委員会	委員長	年額	89,000円	公平委員会	委員	年額	8,000円	
"	委員	年額	77,000円					
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,300円	固定資産評価審査委員会委員		年額	8,000円	
農業委員会	会長	月額	48,000円	農業委員会	会長	年額	120,000円	報酬の額は、西脇市の例により新市 発足までに調整する。
"	副会長	月額	38,000円	"	副会長	年額	100,000円	
"	委員	月額	35,000円	"	委員	年額	90,000円	
表彰審査委員会	委員	日額	7,800円					その他の特別職で新市において引き 続き設置する必要があるものは、現 行の委員数、任期、報酬額を基に新 市発足までに調整する。
名誉市民選考委員会	委員	日額	7,800円					
国民健康保険運営協議会委員		日額	7,800円	国民健康保険運営協議会委員		年額	10,000円	
民生委員推薦会		日額	7,800円					

現				況				調 整 方 針
西 脇 市				黒 田 庄 町				
防災会議	委員	日額	7,800円					
市営住宅入居者選考委員会委員		日額	7,800円					
特別職報酬等審議会	委員	日額	7,800円	特別職報酬等審議会	委員	年額	8,000円	
情報公開審査会	委員	日額	7,800円	情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員		日額	8,000円	
青少年問題協議会	委員	日額	7,800円	青少年問題協議会	委員	年額	8,000円	
生涯学習まちづくり審議会委員		日額	7,800円					
都市計画審議会	委員	日額	7,800円					
同和対策審議会	委員	日額	7,800円	地域改善対策審議会	委員	年額	8,000円	
環境審議会	委員	日額	7,800円	環境保全審議会	委員	年額	8,000円	
規制対象施設建築審査会委員		日額	7,800円					
勤労福祉センター運営委員会委員		日額	7,800円					
産業立地審議会		日額	7,800円					
公務災害補償認定委員会委員		日額	7,800円	公務災害補償認定委員会委員		年額	8,000円	
公務災害補償審査会	委員	日額	7,800円	公務災害補償審査委員会委員		年額	8,000円	
消 防 団	団 長	年報酬	年額 205,000円	消 防 団	団 長	年額	160,000円	消防団については、協定項目 21消防団の取扱いで別途協議する。
"	副団長	"	年額 143,000円	"	副団長	年額	100,000円	
"	分団長	"	年額 70,000円	"	本部付指導員	年額	70,000円	
"	"	出動報酬	1回につき 480円					
"	副分団長	年報酬	年額 49,000円					
"	"	出動報酬	1回につき 480円					
"	部 長	年報酬	年額 27,000円	"	分団長	年額	20,000円	
"	"	出動報酬	1回につき 480円					
"	班 長	年報酬	年額 7,700円					
"	"	出動報酬	1回につき 480円					
"	団 員	年報酬	年額 6,600円	"	特設分団員	年額	40,000円	
"	"	出動報酬	1回につき 480円	"	その他団員	年額	6,000円	
"	"	技術報酬	年額 7,500円					
				隣保館運営委員会	委員	年額	8,000円	その他の特別職で新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。
				保育園運営委員会	委員	年額	8,000円	
				農業振興地域整備促進協議会委員		年額	10,000円	
				商工振興対策協議会	委員	年額	8,000円	
				産業医	医師	年額	200,000円	

現 況		調 整 方 針
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>その他の特別職に属する非常勤の職員 勤務1日につき10,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任命権者が特に必要と認めた場合は、310,000円を超えない範囲内で月額で定めることができる。</p>	<p>その他の特別職に属する非常勤の職員 勤務1日につき8,000円を超えない範囲内で任命権者が町長と協議して定めた額</p>	

協議第54号

新市建設計画について

新市建設計画を次のように定める。

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

新市建設計画
新市建設計画については、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。
平成 年 月 日確認